

令和7年6月三種町議会定例会会議録

令和7年6月11日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村眞
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

3番 高橋 満

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副	町	長	檜森定勝
総務課	長	三浦保綱	企画政策課	長	加藤登美子	
税務課	長	三浦幸綱	町民生活課	長	後藤一家	
福祉課	長	近藤洋誠	健康推進課	長	大高博充	
農林課	長	鎌田誠一	商工観光交流課	長	牧野誠一	
建設課	長	児玉憲一	上下水道課	長	国塚勝英	
琴丘支所	長	近藤政人	山本支所	長	石井透博	
会計課	長	内藤英子	教育	長	藤田良博	
教育次	長	木村将来	農業委員会事務局	長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	清水秀文	議会事務局	主査	池内和人
議会事務局	主事	畠山夏海			

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 加藤彦次郎は、令和7年6月11日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時01分 開会）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しています。
3番、高橋 満議員からは、遅参する旨、報告がありました。
本日の会議を開きます。
会議録署名議員に追加として、5番、成田光一議員を指名いたします。
本日の会議を開きます。
日程第1. 一般質問を行います。
順次発言を許します。
初めに、8番、森山大輔議員の発言を許します。8番、森山議員。

8番（ 森山大輔 ）

それでは、通告に従いまして、本日は4点質問させていただきます。
まず1点目、空き家の調査と調査後の取組について質問いたします。
町内における空き家の増加は、景観の悪化や防犯、防災上のリスクとなるだけでなく、地域コミュニティーにとっても大きな負担となっております。このような状況を踏まえ、町としては早急に空き家の実態を正確に把握し、適切な対応を講じることが必要であると考えます。

そこで、空き家調査及び調査後の対応について、以下のとおり質問いたします。

1、これまでの空き家調査について。

まず、本町において、これまでに実施された空き家調査の内容について伺います。調査の実施年や対象件数、調査方法などの概要をお示してください。

2、空き家調査後の取組について。

次に、これまでの空き家調査の結果を受けて、町としてどのような空き家対策に取り組んできたのか伺います。例えば、利活用の促進、所有者への働きかけなど、具体的な事例を含めてご説明ください。

3、本年度実施予定の空き家調査の内容及び進め方について。

本年度、町が実施を予定している空き家調査について、その調査項目や手法、スケジュール、実施体制など具体的な内容と進め方を伺います。

4、調査により危険と判断された空き家への対応について。

空き家調査の結果、特定空家や管理不全空家と判断された物件について、勧告や命令、代執行といった措置を含め、町の対応方針を伺います。

5、調査により健全と判断された空き家の利活用方針について。

一方で、調査の結果、健全と判断された空き家については、利活用の可能性がございます。これらの空き家に対し、町としての活用促進方針や支援策

を伺います。

6、今後の空き家調査の頻度について。

空き家の増加が急速に進んでいる現状を踏まえ、今後、調査頻度を高めたり、定期的な更新調査を行ったりする考えがあるか伺います。

7、民間の力を活用した空き家対策の推進について。

空き家の解体や利活用、維持管理といった取組においては、行政単独での対応には限界がございます。そこで、今後、民間事業者や地域住民との連携、協働を推進していく考えがあるかを伺います。

続きまして、2点目の質問、人口減少対策のさらなる推進について質問いたします。

鈴木知事が掲げる人口減少対策は、秋田県の将来に大きく関わる極めて重要なテーマであります。本町においても、この課題に正面から向き合い、県との協調の下で主体的かつ戦略的な施策を展開していく必要があると考えております。特に、移住定住の促進を図るためには、住宅をはじめとする住環境の整備など、基盤的な対策が不可欠になります。国、県の施策を活用しつつ、本町独自の制度構築も視野に入れ、積極的な取組が求められるところで

以上の認識に基づき、以下質問いたします。

鈴木知事が掲げる人口減少対策に対して、本町として協調して取り組む考えがあるか。

まず、県が掲げる人口減少対策の方針に対して、本町としてどのような姿勢で臨むのか、協調して取り組む考えがあるかについて伺います。

2、県との協調の下に取り組む場合、どのような施策を想定しているか。

次に、県との協調の下に移住定住を含む施策を展開する場合、どのような対象者や支援内容を想定しているのか、具体的な構想を伺います。

3、移住定住促進に当たっての住居確保の方針について。

現在、本町では独自の町営住宅整備が進められておりますが、町営住宅のみでは移住希望者の多様なニーズに十分対応できない可能性があります。今後、移住定住住宅の確保に当たり、町としてどのような方針を持っているのか伺います。

4、町営住宅の無償譲渡制度の整備について。

一定期間、町営住宅に住居した住民に対し、当該住宅を無償譲渡する制度が一部の自治体で導入されていますが、本町においても同様の制度を導入する可能性があるかについて伺います。

5、移住定住施策の方針を次期みらい創造プランにどのように位置づけるか。

最後に、移住定住に関する町の施策を次期みらい創造プランにどのように位置づけていくのか。また、現行計画からの変更や強化があるのかについて伺います。

続きまして、3点目の質問、廃校の利活用について質問いたします。

本町においては、令和8年度に2校、令和9年度にはさらに4校が新たに廃校となる予定であります。これにより、今後、短期間で廃校の数が大幅に増加する見通しとなっております。

廃校の利活用に当たっては、地域資源としての有効活用と施設の維持管理という両面から、計画的かつ実効性のある取組が求められます。監査委員からも、幅広い見地からの検討が必要であるとの意見が出されており、今後の方針においては、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が期待されます。

以上を踏まえ、以下の点について質問いたします。

1、廃校の利活用に関する検討状況について。

まず、今後急増する廃校に対し、監査委員の指摘も踏まえ、町として今後どのような検討を進めているのか、利活用に関する検討状況を伺います。

2、廃校活用における地域優先方針の課題と、民間企業等との共同活用の可能性について。

過去の事例から、廃校は施設規模が大きく、地域単独での活用には限界があるケースも見られます。そのような状況を踏まえ、町としては、民間企業等との連携や共同活用を利活用策の一つとして検討する考えはあるのか伺います。

3、若年層の雇用確保を目的としたIT企業誘致のためのサテライトオフィスとしての活用の可能性について。

若年層の定住促進には何よりも雇用の確保が重要です。全国の自治体では、廃校をサテライトオフィスとして整備し、IT企業等の誘致を通じて、地域の雇用創出に取り組んでいる例が見られます。本町においても同様の手法を活用し、若年層の雇用確保を目的とした廃校の利活用を検討する考えがあるか伺います。

続きまして、4点目の質問、新たな熊対策について質問いたします。

近年、県内各地で熊による獣害が多発しており、その出没範囲は山間部にとどまらず、市街地や住宅地にまで及んでおります。こうした状況を受けて、熊対策の在り方そのものが従来の枠組みを超えて見直されつつあります。

本町においても、被害の未然防止と住民の安全確保を最優先とし、新たな視点に立った対策の強化が求められていると考えます。

以上を踏まえ、町としての対応方針について以下のとおり質問いたします。

1、ゾーニングによる熊出没対策への取組について。

熊の出没リスクが高い地域と住民の生活圏との間に緩衝地帯を設けるゾーニングの考え方が、近年有効な対策として注目されています。本町においても、このゾーニングの考え方をどのように捉え、今後の対策に取り入れていくのか、取組の方向性について伺います。

2、市街地における猟銃使用の考え方と対応手順について。

人家が密集する市街地において、熊が出没した場合、猟銃の使用には慎重

な判断が求められます。その際の使用可否の方針や判断基準、警察、猟友会など関係機関との連携体制を含め、具体的な対応手順について伺います。

3、住民への注意喚起や通行規制の運用について。

熊の出没が確認された際には、迅速かつ的確な注意喚起や通行規制の実施が住民の安全確保にとって不可欠です。緊急時の対応体制や情報伝達の方法、通行規制の判断基準など、具体的な運用の在り方について伺います。

以上で壇上での質問終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

8番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、8番、森山大輔議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家調査と調査後の取組についてでございますが、これまでの空き家調査は、空家等の適正管理に関する条例に基づき、平成25年度から令和6年度まで、建築士による外観目視調査、危険度判定、現況写真の撮影により、259件の実態調査を行っております。

この調査結果に基づき、所有者に対し、空き家等の適正管理に関する情報提供・助言書を送付し、適切な管理を行うよう通知しております。

また、危険度2以上と判定された空き家所有者に対しては、空家等解体補助金の利用による空き家の除却を促しております。

次に、今年度実施予定の空き家等実態調査業務についてでございますが、7月から11月まで調査員が全町を現地調査し、空き家の判定調査を行います。判定方法は、国土交通省住宅局発行の手引書により、外観目視による危険度判定及び現況写真撮影等を行い、空き家の状態を判定いたします。

次に、調査後の勧告、命令といった行政指導についてでございますが、調査により危険度が2以上と判定された空き家所有者等に対しては、情報提供・助言書を送付し、空き家の適正な管理と除却を促します。

その後も改善されない場合で、危険度3以上の空き家については、管理不全空家または特定空家の判定を行い、認定した空き家については、その旨を所有者へ通知いたします。

これにより改善が図られない場合は、指導書による行政指導を行い、なお改善が図られない場合には、勧告を行います。この勧告により、固定資産税の住宅用地の特例が解除されることとなり、その後も改善が図られない場合は、最終的に命令、代執行といった行政処分を実施することになります。

次に、空き家の利活用についてでございますが、利活用が可能な空き家については、空き家バンクへの登録相談を呼びかけながら、本年度新設した空き家バンク登録者成約報奨金をPRしてまいりたいと考えております。

次に、今後の空き家調査の頻度についてでございますが、データベース化された空き家台帳を加除更新し、適切に管理していく予定としており、定期的な更新調査については現時点では考えておりません。

次に、民間の力を活用した空き家対策推進についてでございますが、県内でも空き家対策に取り組むNPO法人などが設立されており、空き家所有者と不動産業者や建築業者、司法書士などをマッチングする法人が活躍している事例がございます。

今後、空き家の利活用に関する相談先として民間事業者や資格所有者と連携、協働ができる場合は、前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、人口減少対策のさらなる推進についてお答えいたします。

鈴木知事が掲げる人口減少対策については、これから市町村へ具体的な施策が示されてくるものと考えており、現在の情報は限定的ではございますが、若い世代の定住対策や子育て世帯のAターン促進に関する施策等については、本町も協調して取り組んでまいりたいと考えております。

また、定住住宅の確保についてでございますが、本年度から町営単独住宅の入居募集を開始したところであり、町としても、この単独住宅をPRし、申込み状況を見ながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、町営住宅の無償譲渡制度についてでございますが、本町では、低所得者で住宅に困窮している方に向けた公営住宅のほか、単身者や高所得者でも入居できる単独住宅により、既存住宅の利活用を図っていくこととしております。

このことから、現時点では入居者への譲渡制度の策定は予定しておりませんが、今後、入居者からの要望が多くあった場合は、有償、無償も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、次期みらい創造プランへの移住定住施策方針の位置づけについてでございますが、現在は、次期プランの施策検討に向け、これまでの事業の検証と施策の検討を行っている最中であり、まだ公表できる段階にはございませんので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、廃校の利活用についてお答えいたします。

廃校の利活用につきましては、監査委員より、廃校対応の一本化を図るため、町として取組スタンスを明確にされたいとの意見が出されておりますが、現在のところ具体的な利活用方針を定めていない状況でございます。

廃校は地域の思いが詰まった施設であるため、今後、地域の意向を踏まえながら検討、活用を進めることが重要であると認識しておりますので、教育委員会と連携しながら、地元自治会との利活用協議、意見交換会を開催してまいりたいと考えております。その後、地域の意見等を踏まえ、各課、全庁横断的に協議する場を設け、空き校舎の方向性を決定したいと考えております。

議員ご指摘の民間企業等との共同利用やサテライトオフィスとしての整備等については、施設の利活用には有効な手段と認識しており、廃校を積極的に活用することで、維持管理費や施設の整備コストの縮減といった効果のみならず、地域コミュニティーの維持、活性化や産業振興といった様々な効果

が期待されますので、校舎の老朽化具合なども勘案しながら検討してまいりたいと存じます。

続きまして、新たな熊対策についてお答えいたします。

今年度も県内各地でツキノワグマの出没が多発しており、このため県では県内全域においてツキノワグマ出没に関する警報を発令し、事故防止の注意喚起を行っております。

ゾーニング、いわゆるすみ分けによる熊出沒対策への取組についてでございますが、熊による被害を防ぐためには、熊を人里に引き寄せない取組が重要と認識しております。しかしながら、近年は緩衝地帯の集落周辺にも熊が入り込み、さらには住宅地にも多く出沒していることから、ゾーニング管理での熊対策は難しいものと考えております。

町では引き続き、熊を寄せつけない、居着かせないため、生ごみ管理の徹底等による誘因物の除去や、やぶの刈り払い、放任果樹の伐採などの基本的な対策について、防災無線や町広報、町ホームページにより、町民の皆様に対し周知してまいりたいと思っております。

次に、市街地における猟銃使用の考え方と対応手順につきましては、猟銃使用に関する法律改正が4月18日に成立し、9月1日から施行予定となっております。

今後、法律の運用に関する県の説明会が予定されており、ガイドラインが示され次第、町のマニュアルを整備してまいります。

これまで住宅地における銃器の使用につきましては、県の住宅地等におけるツキノワグマ対応方針に基づき、銃器使用の判断フローにより対応しており、銃器発射地点の周囲半径200メートル以内に人家が約10軒ある場合は銃器使用が制限されているため、銃器以外の方法による追い払いや箱わなの設置、麻酔等の対応を取っております。

次に、住民への注意喚起や通行規制の運用につきましては、目撃者や警察等から寄せられる情報をいち早く共有し、クマダスを活用して出沒情報を発信しております。

また、住宅地付近に出沒した場合は、速やかに防災無線による注意喚起を行うとともに、学校及び通学路付近に出沒した際には、安全確保のため、教育機関等へ連絡することとしております。

なお、熊の出沒に伴う通行規制につきましては、これまで通行規制を行ったことはありませんが、県や町の対応方針に基づき、警察等の関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

当局の答弁が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

午前10時23分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

3番、高橋満議員の出席を認めます。

ただいまの出席議員数は15名です。

3番、高橋議員から発言を求められているので、これを許します。3番、高橋議員。

3番（高橋満）

遅れて来て大変申し訳ございません。日程をちょっと間違えまして、遅れました。深く反省しております。どうもすみませんでした。

議長（加藤彦次郎）

一般質問を続行します。

8番の再質問を許します。8番。

8番（森山大輔）

それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、空き家の件から質問させていただきます。

これから、今後、法に基づき、危険な空き家に対しては指導や命令が行えるようになりますけれども、このような状況になっている住宅というのは、かなり長期にわたって放置されているものであるというふうに理解しております。その上で、この法に基づいて指導、命令をすることによってどのような効果があるというふうに町としてはお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

課長 お答えいたします。

ご質問の行政指導した結果であります。所有者に対しまして勧告、勧告という行政指導がなされた場合は固定資産税の住宅用地の特例が外れるということで、ペナルティーが発生するというふうに考えてございます。それでも改善されない場合は命令、その後は代執行というような形で行政指導、行政処分をするわけなんです。所有者に対しましてある程度そのような行政指導を行うことで、所有者の除却または改善といった、そういったことが図られるというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

はい、分かりました。

それでは、次の質問なんですけれども、危険な空き家には、公道、公有地等に対して危険を及ぼすもの、あとはその私有地内に危険がとどまるものと

があると思いますけれども、それぞれの場合によって、誰がどのような形でその危険の除去を行うということを町として想定していらっしゃるのか、お考えを伺いたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

空き家から伸びた樹木だとかそういったものが公道等にはみ出している場合がございますが、そういったものも、やはり空き家の所有者の責任というふうに考えてございます。空き家から風や雨により道路等に飛ばされる危険なものについても、これは空き家の所有者の責任というふうに考えてございますので、適切な改善を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

確かにその責任関係でいえば所有者になるんだと思うんですけども、実際はその危険を被ってるのが地域住民になると思います。それがために、地域住民が今現状それぞれ地域の中で対応されているというところがあるんですけども、これ、こういった状況があるべき姿というふうにお考えなのか、それとも、その公道や公有地に関して危険を及ぼすものに対しては、行政としても何かしら一定程度関与するお考えがあるのか、もう一度伺ってもよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長

空き家につきまして所有者が近隣に在宅してないという場合は、遠くへいるということがよくあるパターンでございますけども、そうした場合、所有者の同意が得られなくても、町としては条例により必要最小限の措置を講ずることができますので、住民の方がやるというよりは、行政が、例えば動物が侵入しないだとか飛散防止対策をしたりだとか、そういった処置を講ずる必要があると考えておりますので、これまでもやっておりますし、今後もそのような対応をしたいと考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

ちょっと具体的に伺いたいんですけども、例えば、さっき、今、例示のあった動物が侵入するとか、あとこの時期だと蜂が巣を作ったりとかですね、あとトタンが飛んでくるとか、そういう問題があった場合に、それが公道にかかる、落ちてくるとかいうそういうものであれば、町のほうに連絡をして、町のほうで対処していただくことが可能という理解でよろしいですか

ね。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

原則は所有者が措置を講ずるといふふうにしておりますが、所有者と連絡がつかないだとかそういったことがあれば、行政のほうで対応しておるところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

はい、分かりました。

それと、危険な空き家について解体が必要な場合があると思うんですね。その場合に、その作業、これ実際誰が行う。当然その所有者が第一だと思うんですけども、所有者が対応できない場合に、誰がそれを行って、その費用負担をどうするのか。今、多分町のほうだと、自治会で行うような場合もあるようですけども、具体的にどういうパターンを想定されているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

空き家解体につきまして、原則は所有者が行うものとしておりますが、所有者ができない場合は、代理の方が委任をもって解体を進めるというふうなことも可能でございます。

また、議員おっしゃるように、自治会が所有者の同意を得て解体するパターンもございますので、いずれどちらかの方法で除却していただくように、町としては促してまいりたいというふうを考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

はい、分かりました。

飛んでしまったな。

この費用負担なんですけれども、実際これ、自治会での場合でも、あれですよね、一定程度の補助はあるんですけども、当然それだけでは解体ができないので、実際のところなかなか進んでいないというのが現状だと思うんですね。

こういった状況に対して、さらに何かしらの町として対応して、危険な空き家を今後解体に向けてさらに進めていくというようなお考えは何かしらお持ちでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、空き家解体の補助の実績というのが、昨年度ちょっと減少してございます。令和5年度は22件あったんですが、令和6年度12件というふうに減ってございます。

その要因といたしましては、やはり物価高騰による工事費の増ということが考えられております。平均的な家屋を解体する場合でも300万円ほどの工事費となってる例がございまして、今現在、町としては、所有者1件当たり60万円の補助金を出して工事をやっていただいておりますが、今後工事費がかさんで物価が高騰する場合は、近隣の状況を見ながら検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

はい、分かりました。

続いて、健全な状態にある空き家なんですけれども、これは地域資源としての活用が期待されると思います。それを実現するために、今、空き家バンクというのはあるんですけれども、実際これがなかなかその活用に結びついていないところもあるというふうに理解しております。これをさらに、せっかく健全な空き家が発見されれば、それをなるべく生かしていくということ、今後必要ではないかと思うんですけれども、新たな施策というのは何かアイデアはございませんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

利活用の方策についてでございますが、現状空き家バンクをやっておりまして、今年度からは、空き家バンクに登録された物件が成約なった場合は、成約報奨金を新設しております。現状では、それ以外の新たな方策というのは現在進めてはおりません。

ただ、現在、町民生活課のほうで調査をしている調査の全体が見えてきたときに、新たに何か検討することができるかどうかというのは、これから検討してまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひご検討いただければと思います。

多分、この空き家の調査の頻度、取りあえず現状維持するということで、

ただ、そのデータベースを少し更新しながらというようなお話だったんですけども、能代市ではかなり頻度を高めて実施したりしているようで、空き家の増加の傾向を見ても、かなり増加のスピードが高くて、問題の大きさというのが日増しに高まっているような状況だと思うので、その現状把握というのは非常に重要になってくるのかなと思うんですけども、この能代市の取組っているのは、何かしらこれまで参考にされたことはございますか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、能代市では会計年度任用職員を2名採用して、毎年空き家調査をしているというふうに聞いております。

今回の調査でデータベース化されたものをしっかりと管理していくためには、やはりそれなりの人材、人員が必要というふうに考えてございます。能代市のように会計年度任用職員を採用するというふうなことも考えられると思いますが、町としてどのような管理をしていけばいいかというの、今後相談してしっかりと管理してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

時間が、すみません、時間、私、何時まで。

議 長 (加藤彦次郎)

10時5分まで。あ、11時5分まで。

8番 (森山大輔)

11時5分まで。はい、分かりました。

それでは、これ、民間との協働というところで、例えば大館市のあき活Labさんとか鶴岡市のつるおかランド・バンクといったところが有名のようなんですけれども、やはり官民で連携すると取組が広がっているように見受けられます。

こうしたものを、今、先行事例として研究などはされていますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

議員のおっしゃったあき活LabというNPO法人があるということは存じております。大館市でもそういった活動をしていますし、由利本荘市にも支店を置いてやっているとというふうに聞いております。

町でも、そういった支援法人が近くにあれば、そういった空き家と不動産とか所有者とかをマッチングする法人があれば非常に助かるというふうに考

えてございますが、近隣の市町と連携して、そのような法人ができた場合にはぜひ利用してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。 8 番。

(森山大輔)

はい、分かりました。

あと最後、空き家の解体費用、非常に高額になってるということで、確かに皆さん非常に心配されてて、このところも、民間のほうでその解体費用シミュレーターというものを行政に提供しているところが結構あるみたいなんです。

こういったものについては、何かご検討されたことはございますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

解体費用シミュレーターということは今ちょっと初めて聞いたものですから存じ上げませんが、解体補助金に上がってくる見積書等、我々拝見しておりますと、やはりかなりの高額な工事費がかかっているなというふうに考えてございますので、そういったシミュレーションとか、もしあれば参考にしながらやっていきたいと思っております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。 8 番。

(森山大輔)

ぜひ一度調べていただければなと思います。

続きまして、人口減少対策の推進について再質問いたします。

まず1点目ですね。鈴木知事が掲げる社会減縮小目標というのは、大体1,000人から2,000人の間ぐらいの縮小になるのかなと思うんですけども、これを大体本町の人口に換算すると、15から30人程度さらに社会減を縮小するというようなことになります。

例えばこういったことが、数字がですね、本町としても具体的な目標設定の参考になるでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

参考になると考えています。鈴木知事の目指すところは、今年度、秋田県としても、新しい総合計画、次期の総合計画をつくる中に入れていくというふうに公表されておりますので、それが見えてきた暁には、町のみらい創造プランのほうにもぜひ県と連動したような施策を盛り込んでいく必要がある

と考えているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

その次、新聞報道、これ今後の取組のところなんですけれども、能代市、この間、かなり人口、社会減が縮小して行って、ほぼこの県の目標はクリアしてるような状況になってきてるんじゃないかなと思うんですけれども、これが、その理由というのが、移住フェアや移住相談会の積極的な出展によるものだというふうに報道されております。

本町においても、このような取組を能代市を参考に今後展開していくお考えはございますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

移住フェアにつきましては、能代市と県北地区市町村合同で移住フェア、東京で開催するものに三種町も参加しております。この間、6月上旬、5月の下旬も一緒に行っていておりますが、大変関心を寄せていただいているという報告を受けておりますので、能代市だけではなくて県内の様々な市町村とも連携して、もちろん秋田県のほうとも協調しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひ積極的に進めていただければと思います。

町営住宅の無償譲渡の話なんですけれども、これ今後、町営住宅削減方針が示されております。その状況を考えれば、町としてもこれから住宅を減らさなきゃいけない。そのときに、それを住民に無償であっても譲渡していくということが可能であれば、資産の有効活用であるとともに、住民にとっても利益がある施策になるのかなと思ってこのようなお話をさせていただいたんですけれども、その辺の理解というのはいかがでしょうか。そのような考え方に基づけば推進してもいいのかなと思うんですけれども、もう一度お考えお聞かせいただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。

建設課長（児玉憲一）

お答えします。

町長答弁でもありましたけれども、今現在のところは、譲渡といいますか払下げについては考えていませんけれども、まず第一に、入居している方が

譲渡希望したような場合には、そういった方が多い場合には、団地単位であるとかそういった形で検討してまいりたいと思います。

あと、無償、有償につきましても、その土地、建物の評価といたしますか、そういった調査が必要となるかと思っておりますので、その辺をしていかないといけないとは今思っていますけれども、いずれそういう必要性があったときにはそういったところを検討しながら進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

では、この人口減少問題なんですけれども、過去 2 年間、出生数が町全体で 30 人を下回っているという状況でありまして、町長が維持したいとおっしゃっていた各旧町で 10 人、それによって小学校を維持したいという、その水準を下回りつつあるという、私は危機的な状況であるというふうに考えておりますけれども、今後、強い危機感を持って思い切った施策を取るべきかと思っておりますが、町長のご見解を伺いたしたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに学校統合の際にも触れましたけれども、旧町単位まず 10 人ということで、昨年の出生数が 30 人を切ったということは、大変ゆゆしき問題だと思っております。

いろんな意味で課題は多いし、これをやったから解消するというような簡単な話ではないと思っております。

これから鈴木知事がどのような方針を出してくるか、それもありますが、町としても引き続き、若い方々、そういった働く世代がしっかりとここに定着できるような施策をしっかりと進めていかなければいけないと、このように感じておりますし、子供がいる世帯だけではなくて、これからそういった家庭を持つような世代、そういったところにもしっかりと支援していくような施策が今後は必要だろうと、このように思っておりますし、その前にはやはり働く場だったり、いろんな複合的な要素があると思っております。

そういったところをしっかりと検証しながら、町としてしっかりと対応していきたいと、このように考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

今、最大の課題だと思っておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

続きまして、廃校の問題について再質問したいと思います。

今後の廃校の利活用についても早めに考えたほうが、時間のかかることだと思いますので、いいかと思うんですけども、どのようなスケジュールで、誰がどのような手順でその検討進めていくのか、そのあたりについての町のお考えを伺いたしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）
総務課長。

総務課長（三浦保）
お答えいたします。

町といたしましては、町の公共施設個別施設計画におきまして、令和8年度に協議を行う、地域のご意見をお伺いしながら町としての方針を示すという、今、計画でおります。確かにもっと早くすればいいというご意見もございしますが、一応令和8年度に実施する予定としております。

主体としましては、施設を管理する総務課とあと教育委員会で、まず第1次的には話し合いを進めます。その後、町長が答弁で申し上げましたとおり、役場内の全ての課、要するに全庁横断的な協議の場を設けまして、その場で各課から意見をいただいて、最終的な案をつくっていくスケジュールになっております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）
はい、分かりました。

これ確かに早いほうがいいかなと思うんですよね。というのは、かなりやっぱり過去の事例を見ても時間かかっておりますし、地域だけでの活用というのがなかなか現実的に難しいかもしれないことを考えればさらに時間がかかると思いますので、ある程度工程を決めて、早めに取りかかって、何せ地域の中心地にある施設ですので、有効活用されるようにしていただければと思います。

この廃校活用する際に、例えば、今、地域の中で時々話題になったりすることもあると思うんです、私の地元でもありますけれども、どこの、情報が何せ少ないということがありまして、早めに地域側にもいろいろな情報の提供ということが必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、それも令和8年度までは実施されない予定ですかね。

議長（加藤彦次郎）
総務課長。

総務課長（三浦保）

今のところ具体的な前倒しの計画は立てておりませんが、教育委員会と相談の上、今後早めに実施できるように検討してまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番 (森山大輔)

ぜひ早めにお話を進めていただければと思います。

ちょっと具体的な話になるんですけども、今、例えば公民館機能のような住民が集う機能が移転されている廃校が既にありますし、今後移転が予定されているところもあります。こういったところについては、そういう想定で地元もいると思うんですけども、この機能はあくまでも維持するというお考えでよろしいでしょうか。多分、学校丸ごと地域でというのが難しい場合もあると思うんですけども、その場合、町としてそこを維持するというお考えなのか伺いたと思います。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

公共施設個別施設管理計画の中で、現在の公共施設の移転を望んでいる課、要望を出してる課も実際ございます。ここでは具体的には申し上げられないんですが、もう既に老朽化して使えない施設を学校に移転して、公共施設としての機能を生かしたいという要望はございますので、その辺もまた取りまとめして、地元自治会にご提示していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

ぜひそういった情報も提供していただいて、地域と一緒に考えていただければと思います。そうすれば、そういった考え方で、公民館とか、もう既に公的な機能があるものは、それを維持するということでよろしいですよ。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

そのとおり、移転をして、有効をして、その機能を維持していこうと考えております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

分かりました。

最後、この、今、学校の統廃合、全国的に進められておまして、廃校急増しているという状況だと理解しております。そうした中でこの廃校の利活用を進めるには、他地域との差別化を図って、例えば民間活用なんかの場合に

は特にそういうことが必要だと思うんですけれども、引受手をしっかり確保して進めていくということが必要であるかなと思います。

本町として、何かそういう特色ある施策を打ち出すようなお考えを現状お持ちであれば、教えていただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

お答えいたします。

現状においては、まず、先ほど申し上げましたように、公共施設の移転、それから避難所としての機能の維持するかどうかの検討が必要になろうかと思っております。

その後、それでも空いた施設、スペースについては、森山議員ご指摘のとおり、IT企業の誘致等いろいろな施策があろうかとございます。文部科学省でやってる「みんなの廃校」プロジェクトというものが、私も閲覧する機会がありましたが、多分あれだけだと応募してくる企業さんはいらっしやらないんだろうなと思っております。言い方が正しいか分かりませんが、ある程度業種を絞って一本釣りしていかないと、利用してくださる企業さんはいらなそうと感じておりますので、その点につきましても、全庁的な協議の場で、担当、商工観光交流課や企画政策課と、これからどのような産業を町で誘致していくのかという方針を今後示していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

今のご答弁からすれば、ある程度公共的な機能でその空きスペースを埋めて維持することができるというお考えなんだと思いますけれども、そこをさらに有効活用に向けて、その企業の本釣りなり、しっかり準備を進めていただければなと思います。

では、最後の質問ですね。新たな熊対策についての再質問をさせていただきます。

まず、そのゾーニングのところなんですけれども、ところで県としてそのゾーニングするというようなお話があったので、基本的に全県的に取り組む話かなと思ってちょっとこのような質問させていただいたんですけれども、これは、本町においては既に人里に熊が入り込んでいるために今からはゾーニングが難しいという、そういうご答弁かなと思って伺ったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（鎌田誠）

お答えいたします。

ゾーニング管理の難しい理由でございますけども、全県的に、地域区分であるコア生息地域、緩衝地域、防御・排除地域の配置案が現在示されておらず、県の支援体制が現在のところ整っていないというのが一つの理由でございます。

また、先ほど町長答弁にもありましたとおり、現在、住宅地を含む町全体に熊が出没しておりまして、ゾーニング管理でのという考え方ですみ分けが難しい、ゾーニング管理しても対策を取っての効果が薄いのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

そうしますと、まずその理由の一つは県の支援体制が整っていないのと、やっぱり入り込んでしまってるから今さら引けなくなってしまうということなわけですね。それは確かに非常に重要な、重大な事態かと思えますけれども、そうすると、どうしても今起こってるように、住宅地、集落の中への熊の出没というのが避けられない状態になってくると思います。

そうした中で、今後、多分、猟銃使用の考え方であるとか、実際出た場合の対策というのをさらに検討されていくということなんですけれども、その検討を今どのようなスケジュール感で予定していらっしゃるのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

すみません、先ほどちょっと答弁足りなかった点が1つあります。

このゾーニング管理の地域区分でございますけども、秋田県の第二種特定鳥獣管理計画、これ令和7年の3月に策定してございますけども、具体的な地域区分については、この計画の中で令和12年3月まで県のほうで決定するという事になってございます。

町としましても、この県の示す、先ほどゾーニング管理難しいとは答弁しましたけども、まずこの県の示す配置案をもって、将来的にゾーニング管理による熊の対策も熊対策の一つとして検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

すみません。今、補足いただいたところに関して、そうすると令和12年3月までには県が、何ていうんでしょう、ゾーニングの基になる情報くれるので、それに合わせて町のほうで対策するという事かと理解しましたけれ

ども、今、現状、熊が出てるのがもうかなり頻発しておりまして、人里にも入り込んでいるという状況で、ちょっと令和12年3月というところかなり先のお話かなと思うんですけども、これ、そういうスケジュール感でこれから対応していくという理解でよろしいですかね。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

町としまして、県の配置案を待って対策していくということになります。議員おっしゃるとおり、まだ日にちがございます。それまで、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、基本的な対策を推進してまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

確かにそのゾーニングって、私もやった専門家ではないので、かなり難しい話なのかもしれませんが、実際危険が発生してる状態なので、ほかの対策も含めて迅速に対応していただければありがたいなと思うんですけども。

先ほど、ちょっと2つ目で質問させていただいた猟銃使用含め、出沒した場合の対応手順についても検討されるということですけれども、これについてはいつ頃までその整備する。これも県のガイドラインが示され次第ということになってますけれども、いつ頃をめどにそのマニュアルなりを整備するお考えか教えていただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

県の、法律が改正されまして、9月1日からの施行予定となっております。この後、県のほうで説明会等予定されておりまして、県のガイドラインが示され次第、町のマニュアルを整備してまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

その県のガイドラインが示される時期であるとか、それに合わせてそのマニュアルじゃあいつ頃までに整備しようみたいなことは、現時点でその予定というのはございますか。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

9月1日の施行までには、県のほうでは7月の説明会で示されると思いますので、9月1日までには町のマニュアルも整備したいと思っております。

す。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

はい、分かりました。

なかなか熊、急にたくさん出てきて対応も苦慮されているかと思うんですけども、住民の安全に関わる問題ですので、ぜひ迅速にできることは迅速に対応して、危険性の低減に努めていただければと思います。

以上で私の質問終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番、森山大輔議員の一般質問を終わります。

次に、9 番、伊藤千作議員の発言を許します。9 番、伊藤議員。

9 番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。

議 長 (加藤彦次郎)

千さん、マイクを。(「マイク。これか」の声あり) はい。

9 番 (伊藤千作)

失礼しました。

一般質問を行います。

第1点は、農業問題、米高騰対策。そして、米の増産へ転換を。農家が再生産可能な価格、所得補償をという点についてであります。

5キロ4,000円を超える米の価格高騰を抑えるのは、国民の切実な願いであります。小泉農水相は、5キロ2,000円で、6月初旬、店頭に並べたいと述べました。そのため、備蓄米を随意契約で国が売渡価格を決めるという、今までにない方法で、これまでの半額で直接売り渡す対策を打ち出しました。米価を市場任せにすることに固執してきた自民党農政の破綻であります。

米の高騰は深刻かつ異常で、自民党農政の延長線の対応では解決できない事態であります。緊急の対策とともに、米の増産、将来にわたる安定供給と一体で取り組むことが求められております。

今回売り渡す備蓄米は、米の年間需要700万トンに対し30万トンでしかありません。既に高価格で取引された在庫があり、2025年産米も高価格で契約されている下では、その効果も限定的でしょう。

他方、極端に安い売渡価格は、農家に米価下落の不安も広げています。随意契約が大手スーパーなどに限られ、中小スーパーや米穀店には行き渡らないため、小泉農水相自身が認めるように公平性の問題があり、消費者に混乱なく行き渡るかも不透明であります。中小小売店にも届くような対策を取るべきであります。学校給食、医療、福祉施設、フードバンクなど困窮者に届ける手当ても考えなければなりません。

米の高騰は、需要量より2023年産米が44万トンも不足したことに起

因しております。これは、秋田県全体の生産量に匹敵します。米消費の減少を大前提に、需要に見合うぎりぎりの生産計画を立て、農家に事実上の減反を押しつけてきた自民党農政がもたらしたものであります。

政府は、米価は市場が決めるとして、価格保障をしませんでした。しかも、米の流通の自由化を進め、大手の量販店が価格決定権を握り、価格は低く抑えられました。農家は肥料の値上がりなど経費がかさみ、時給10円と言われるほどで、米を作れば作るほど赤字になる状況に追い込まれました。米農家は2000年の174万戸から53万戸に激減し、生産量もおよそ3割も減りました。後継者が育たず、米を生産する力の減退が深刻であります。

今必要なことは、当面の緊急対策と一体に米増産にかじを切ること。それを政府が明確にすることです。国が責任を持って米の供給を安定させる姿勢を示すことによって、初めて安定した流通が可能になります。生産量を増やす、豊作のときは備蓄米を買い増すなど、安心して米作りができるようにすることです。

農家が増産に意欲を持つには、再生産可能な価格や所得の補償が不可欠であります。それは社会的要請でもあり、欧州などでは当たり前のことになって今行われていることでもあります。

農家が再生産可能な販売価格と消費者が求める購買価格の間に生まれるギャップを埋めなければなりません、それは政治の責任であります。

町長は、この農業問題、米を思い切って増産し十分な備蓄に備えることや、農家に価格保障と所得補償、消費者に適正、安価な米を、地産地消の再認識等について、どのように考え、見解を持っているのでしょうか。

2つ目として、風力発電の屋根落下事故を受けての要請についてであります。

2025年5月2日、秋田市新屋町の新屋海浜公園において、風力発電風車の屋根が落下し、その影響と思われる80代男性が死亡するという事故が発生しました。起こってはならない残念な事態に、多くの県民が衝撃を受けています。二度とこのような事故が起こらないようにするための対策が求められます。

三種町も、生活圏内に近い場所に設置されている風車も多数あり、早急に、住民が不安なく暮らせる環境にするための努力する必要があります。

以下、要請をするものです。

風力発電事業者に対し、緊急点検を要請しているのでしょうか。

全ての風車を点検するための対策は、どのように取っているのでしょうか。

安全確保されるまで、風車付近の立入りを規制することや、安全防護柵の設置等の考えはあるのかどうか。それはどの程度進んでいるのでしょうか。

保守管理の限界についてです。

ナセル、ハブ、タワーの点検、グレート部の点検は難しさを感じる作業で

ありますが、手順も含めて確認が必要であります。

そして、プレートについては、落雷ごとに点検、これは遠隔操作で確認は容易ではないかと思えますけれど、5年に1度、一枚一枚地上に羽根を下ろして点検する必要があるのではないのでしょうか。

事故連絡体制の確立が必要になっているのではないかと思います。風力発電の導入状況欄に、保守管理会社記述を、発電所に管理会社住所と電話番号掲示を義務化する。これは、大型の1,000キロワット以上に義務づけることが必要なのではないのでしょうか。

異常時の警報音を周囲に知らせる装置を義務化する必要があるのではないかと思います。

次に、3点目ですけれども、修学旅行費の無償化についてであります。

憲法第26条では「義務教育は、これを無償とする」に照らし、義務教育に関わる保護者の費用負担の軽減、無償化の実現のために質問してまいります。

東京都葛飾区は、2025年度当初予算に、中学3年生の修学旅行費約2,900人分として2億3,400万円を計上しました。ほかには墨田区、荒川区、品川区が2025年度から実施することを表明しております。さらに、荒川区では、卒業アルバム無償化にも5億円ほどを計上しております。品川区は、中学校制服の無償化も含めて20億円の予算を計上したと報道されております。加えて、足立区は、葛飾区と同じく修学旅行費を含めた小中学校の移動教室の無償化に加え、補助教材費を全額無償にするほか、2026年度に新1年生となる小中学校の児童生徒全員へ、ランドセルや制服、体操着などの購入費用として、1人10万円の入学準備金を支給する方針を明らかにしました。

修学旅行費は7万円前後かかると言われておりますが、各学校で中学2年生から積立てを行っているようであります。当町ではどういう対応しているのでしょうか。

修学旅行費は、総額どのくらいかかる予定でしょうか。

そしてまた、事前の積立ては行っているのでしょうか。

しかし、低所得の世帯では、この積立てが大変困難をもたらしております。当町として、修学旅行の無償化に踏み出したらどうでしょうか。

以上で壇上での質問といたします。（「風車のやつで、ブレードをプレートって読んでしまったんですよ」の声あり）あ、本当。（「プレートじゃなくてあれはブレードです」の声あり）

発言の中で、風車のところで、私、プレートと読んでしまいましたけれども、ブレードであります。訂正します。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

9番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長（ 田川政幸 ）

それでは、9番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、米増産についてですが、今年度の本町の主食用米作付面積は、農家から提出された水稻生産実施計画書を集計したところ、米の買取り価格の上昇などの要因から3,908ヘクタールとなっております。昨年と比べますと205ヘクタールの増となっており、県内ほとんどの市町村で増加傾向にあります。

次に、農家への価格保障と所得補償、消費者に対する適正、安価な米の提供につきましては、米の価格が上昇しており、農業所得の向上が見込まれることから、町では、異常気象等による減収を想定したセーフティーネット対策であるナラシ対策、収入保険制度、水稻共済等への加入を働きかけてまいります。

また、消費者にとっては安価なほど喜ばしい米価格ですが、生産者からすれば、人件費のほか農機具、燃料、肥料などの生産コストも上昇しており、米の適正価格については総合的に考慮して決められるべきものであり、柔軟な国の政策に期待するところであります。

地産地消につきましても、米の価格高騰が続くことによって米離れの懸念もございますが、地産地消の重要性も再認識されてきており、米の安定供給が図られ次第、引き続き地産地消につながる取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、風力発電の羽根落下事故についてお答えいたします。

秋田市で発生した風力発電設備の事故では、風力発電設備が多数設置されている本町でも、これまでの認識が覆される状況となっており、住民の不安払拭と生活の安全確保の両面から、事業者への対応等について、県や関係自治体とも情報を共有しながら町としての対応を検討してまいりました。

本町では、5月8日と9日、大型風力発電設備を設置している事業者に対して電話で点検等に関する現状をヒアリングした後、危機管理に関する依頼文書を発出いたしました。その後、職員による現地確認を行い、新たに注意喚起のための看板設置を事業者へ依頼しております。

風車付近への立入りに関しては、本町では風車周辺が住民の生活圏や観光地となっていることから、秋田市での事故原因が調査中である現状では、立入り制限等の対応には慎重な判断が必要であるとの認識に至っております。

また、風力発電設備の保守管理に関しては専門的な知見が必要であり、町としての詳細な考え方については控えさせていただきますが、今回の事故を受け新たな課題が見えておりますので、今後も県や関係自治体と情報を共有しながら、国への要望活動等、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

また、このたびの事故により、新たに看板を設置する事業者へは町の連絡先の併記を依頼しており、今後も住民の方々が風力発電設備周辺で異変を感じた場合は、自身の安全を確保した上で、事業者または企画政策課へ連絡を

いただくよう周知し、住民の不安解消に努めてまいります。

次に、異常時の警報音装置の義務化のご提案に関しましては、町独自の対応ではなく国による対応が必要であると考えますので、今後、要望等について検討してまいります。

私からは以上でございます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長（ 藤田良博 ）

それでは、私から修学旅行費の無償化についてお答えいたしますが、その前に、本町の義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減、無償化の取組について、若干ご説明させていただきたいと思っております。

まず、全ての児童生徒に対しましては、新入学児童へのランドセル支給、小学校3年生と中学校1年生への自転車用ヘルメットの支給、昨年度より始めた学校給食費の完全無償化、そして医療費の無償化を実施しております。

また、経済的な理由により就学が困難とされる児童生徒に対しましては、国の就学援助制度を活用しております。

就学援助制度につきましては、国から基準が示されており、それに基づき、学用品費及び通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、児童生徒会費、PTA会費について支援を行っております。

昨年度の修学旅行費は、1人当たり、小学校では3万5,000円前後、中学校では10万円前後の費用となっており、要保護児童生徒に対しましては、就学援助費として、小学校では1人当たり2万2,690円、中学校では6万910円を支給しております。

また、修学旅行の積立てにつきましては、各校で多少の違いはありますが、積立てとして小学校では5年生から月額2,500円程度、中学校では2年生から月額1万円程度を保護者が旅行業者へ直接納めており、一括払いも可能となっております。

議員ご提案の修学旅行費の無償化についてでございますが、保護者にとりましては大変喜ばしいことではあります。現段階において無償化は難しいものと考えております。

なお、就学援助を受けている子供たちに対しましては、これまで同様に就学援助制度の活用してまいりますし、支払いが困難と感じているご家庭に対しましても、学校と相談の機会を設けるなど配慮を講じてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

9番の再質問を許します。9番。

マイクを上手に使ってください。

9 番 (伊藤千作)

それでは、再質問を行います。

最初に米問題ですけれども、今、米の民間在庫量が3年前から前年割れをして、昨年6月末は、適正な180万トンから200万トンを下回る153万トンまで減少しておりました。

農水省は一貫して米不足は認めず、対応が後手後手になってきたわけであり、米の生産が需要に追いついていないとの認識がなければ正しい対策はできないと言わなければなりません。

そのような状況ですと米の備蓄米の供出を、何ていたしますか、ためらってきたっていうか、この米不足を招いた背景には、自民党政府の3つの失政があると私は思っております。

その1つ目は、需給減を理由にして減反減産を農家に押しつけてきたというのが1つ目。

それから、2つ目としては、所得補償制度を全廃して、価格を市場任せにして、米の生産基盤を弱体化してきたというのが2つ目であります。

ですから、この3つ目としては、農家に減産を押しつけながら、無関税のミニマムアクセス米を、この20年間、毎年77万トンも輸入し続けてきたと。これがあるんです。

この3つが私は失政につながっているというふうに思います。

こうした政策を転換して、価格保障と所得補償で農家が安心して営農できるようにするのが、私は政治の責任であるというふうに思います。

それで、さっき町長の答弁では、今年当町の米作りは3,908ヘクタールで、前年比で205ヘクタール増になるというふうな答弁でありました。これは、町長、これ何のあれに基づいて増やすっていう対策立ってたんですか。その理由は何に基づいているんでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (鎌田 誠)

お答えします。

先ほど町長の答弁にありましてとおり、三種町では今年、昨年度と比べて205ヘクタール増の見込みとなっております。町として特段、増産の対策を取ったわけではございません。現在の買取り価格の上昇などにより増えたと思っております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

9番。

9 番 (伊藤千作)

町長、この米の耕作量を定めるってというのは、これどこで定めるんですか、町で定めるんですか。そういう農業委員会とか、そういうところで定めるんですか。町の意向で決めていけるものですか。

議 長 (加藤彦次郎)
農林課長。

農林課長 (鎌田 誠)
お答えします。

農家に対して面積の出しておりますけども、計画面積を出してございますが、実際には農家個人が決めることとなっております。

議 長 (加藤彦次郎)
9 番。

9 番 (伊藤千作)

これでいきますと、今回の米の減反というのはどのくらいの割合に当町はなるんですか。

議 長 (加藤彦次郎)
暫時休憩します。

午前 11 時 31 分 休 憩

午前 11 時 34 分 再 開

議 長 (加藤彦次郎)
会議を再開します。

ちょっと待ってください。先ほどの答弁に対しても補足がありますので、農林課長から答弁させます。農林課長。

農林課長 (鎌田 誠)
お答えします。

J A 等が入っております再生協のほうで、生産目安面積を各農家に通知してございます。

転作率、今、転作と言わないのかな、33.64%でございます。

以上でございます。(「減反率」の声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
9 番。

9 番 (伊藤千作)

今の答弁は、減反の率っていう意味ですか。

議 長 (加藤彦次郎)
農林課長。

農林課長 (鎌田 誠)
そのとおりでございます。

議 長 (加藤彦次郎)
9 番。

9 番 (伊藤千作)

やっぱり町長が答弁の中で205ヘクタール前年比でも増えたって言って

るんだけど、減反率は三十何%っていう、物すごいやっぱり減反の数なんだよね。

ですから、答弁正しいんでしょう、その三十何%っていうのは。もう1回、じゃあ。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（鎌田 誠）
お答えします。

こちらのパーセントにつきましては、再生協議会のほうで検討しての数値でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番、伊藤議員。マイクをもうちょっと上手に使ってください。

9番（伊藤千作）

まず、今、その部分はさておいて、今までの政府の量産押しつけがつくった米不足と価格高騰の推移について、ちょっと述べたいと思います。

昨年の春から顕在化した2023年産米の米不足は、コロナ禍での米需要の消滅から生まれました。これは、過剰在庫は2021年産米価の暴落を招いて、皆さんよくご承知のように、農協の概算金払いは約7,000円まで落ち込みました。そういうことがありましたよね。そして、過剰在庫の買入れも拒否した政府は、2022年から2023年の2年間で50万トン以上の減産を米農家に押しつけたわけです。そして、2024年6月末在庫は、3か月分の需要量に満たない、過去最低の153万トンまで低下しました。米の逼迫状況をつくり出し、2024年産米の奪い合い、価格高騰という状況を招いたわけであります。

こういうふうには、米不足、価格高騰の批判は、政府自身であります。自分でマッチで火をつけておいてポンプで消すように、備蓄米をたたき売りして米価を下げるというヒーロー気取り。こんなマッチポンプの欺瞞は許してはなりません。

しかも、さっき言ったように、大手流通資本には便宜を図りつつ、町の米屋さんには米を流さず、また、生産者と国民の対立をあおって、外米輸入拡大の道を公然と開くことを目指しております。

米が足りないなら輸入したらいいじゃないかという議論が必ず出てきます。今それが起こってきております。

そういうふうなことで、米の無関税輸入するミニマムアクセス米77万トンのうち、主食米用10万トンのSBS枠を拡充して国内自給の調整弁として活用するように提案して既にきております。もしこれがやられたら、それはアリの一穴で、米生産の堤防が崩れていくきっかけになっていくわけであります。

町長は、この米の輸入拡大についてどのように思っておりますか。輸入についてはどう思ってますか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに、今、備蓄米を出して、それでも足りなければ輸入をすると、そういうお話が国のほうでもされております。

やはり米は日本の主食であり、やはりこれまで日本というのはいろんな食料を輸入して賄ってきたところがあります。ただ、米に関しては、やはり自給率100%目指すのが国としての在り方だと私は思います。

本当に食料安全保障の観点からも、いざ有事の際に本当に食べるものがなくなるっていうのはやはりゆゆしき問題だと思いますので、米、今、日本で生産可能で100%を超えるというのは多分米だと思うので、米だけはやはり自家で、自国で間に合うような生産量は確保したい、してほしいと私は思ってます。

ですから、今、どうしても米が高騰するっていう部分で、いろんな施策を国のほうで展開しておりますが、やはり我々秋田そして三種町としては、生産者が多くいる地域でありますので、やはり生産者の立場から国のほうにもいろんな要望をしていかなければいけないと思ってますし、ただ、そういった再生産可能な所得だったり生活を担保するために、我々として国に要望するべきものは要望していかなければいけないと、このように思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9番。

9番 （ 伊藤千作 ）

まさにそのとおりですよ。やっぱり国内の米を守るっていうことは、非常に大事な観点だと思います。

今これ、農林水産予算は、1980年度から2025年度で3分の2に削減されてきてるんです。その一方で軍事費は4倍近くに膨張していると。この期間で欧州連合は4.6倍、アメリカは7.5倍も農業予算を増加させてきております。日本はその逆を行っているというふうに思います。国民の主食である米作りを支えることは、命を守る安全保障だというふうに思います。町長の答弁のとおりだと思います。

それで、私、今、この米問題で、非常に、何ていえばいい、お米を買ったことがないと発言して更迭された江藤、前の農水相の後を受けて、小泉進次郎農水相が今盛んにテレビに出て、やってる感を物すごい演出してますよね。テレビをもう回せば小泉が、農水相が出てるというふうな状況。

これがあれです、何ていいますか、そういうことに対して、米農家である、これはテレビ朝日のグッド！モーニングに出ておりました米農家の映画監督もやってる人がこういうふうに言っています。小泉さんの政策には、一時的なことで、今後ずっと回避できるような問題ではない。買上げ価格を数

倍、2倍ないし3倍に上げて、それを消費者に安く卸すという国策としての主食を守るような意義で、政策転換の中でやっていかないと難しいというふうなことを語っておりました。

米農家を大切にしてほしいと訴えるその方は、この米作り農家が今減っているということ、赤字でやっていけなくて離農するということ、生産量が減っているということが一番の問題だときっぱりと言っておりました。今日の米不足の要因は、減反と低米価政策を押しつけ、農家支援を切り捨ててきた自民党農政にありますと。小泉氏のパフォーマンス、小泉劇場に付き合うだけではメディアとは言えませんが厳しく批判しております。

まさにそのとおりだと思いますので、そういう観点で米対策に取り組んでいってほしいなというふうに思います。

時間もありませんので、米問題はこれで終わりたいと思います。

次に、風力の問題であります。

いろいろ答弁を得ましたけれど、この三種町で、今、稼働している風車は何社で何基、これ、この町内にはあるんでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

大型風力発電に限らせていただきますが、事業者は5社で、運転している基数は27基となっております。

議 長 (加藤彦次郎)

9番。

9番 (伊藤千作)

これ大型機で5社27基っていうこと、それ以外の小型を含めてかなりありますよね、町内には。そういうのは把握してますか。何基あるのか、何社で。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

町のガイドラインに基づいて事業者が町に報告をくれているものについては正確に把握できておりますが、ガイドラインができる以前から既に運転開始している小型風車については、国で公表されているものからデータを拾うということしかできていない状況でございます。その中で18社あると認識しております。

議 長 (加藤彦次郎)

9番。

9番 (伊藤千作)

今問題になっている羽根が落下したっていうのは大型の風車だと思いますけ

れど、今後、いろいろ中小の風車も劣化していくと、そういう事故の可能性だってないとは言い切れないというふうに思うんです。

ですから、やっぱりきちっとそれらのこともつかんで、やっぱりそういう会社に同じように連絡を取って点検を入れてもらうなり、こういう対応していかないと、行く行くは不備な点が出てくるのではないかと思うんですけど、その点についてはどう考えておりますか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

議員おっしゃるとおりだと町も考えておりますので、町からの文書発出は、小型風車も含めて23社全てに同じ内容で文書を発出しております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

この事故起こした、事故っていうか羽根が飛んだ、あれは日立ソリューションズっていう会社が持っていたあれだと思うんですけど、この会社あるいは同型の機種が、今までいろんな事故を繰り返し起こしているんです。

1つは遊佐、山形の遊佐事故は、僅か10分間程度の目視点検で問題なしというふうにして、それが再稼働し約20分で損傷したと、落下したと。そして、4年後には由利港、本荘由利の由利港では、5回目の落雷、最後の落雷の電荷量328℃、そして自動停止、20時、8時頃。それが地上から目視点検をして、あれは表面に黒い汚れを確認したんだけど、翌朝9時に再稼働して、48時間後には損傷、破損したというふうなことなどが起きております。

そして、2度の事故を受けて、点検方法を地上目視あるいは展望レンズ使用の外見点検とファイバーコープによる内部点検を行ってきているんですけど、三種町には同型の機種が何か1基あるとかって聞いておりますけれど、まず事実確認。そうですか。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

議長（加藤彦次郎）

では、会議を再開します。

9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

私の発言で、日立ソリューションズの件は、保守点検の会社でありまして、訂正をします。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

エネルコン社製の風車は1基、町で稼働しております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

これは、住民の安全確保するための緊急的な措置として、県は事故を起こしたエネルコン社の同型機種が立地する能代市と由利本荘の3か所で周辺への立入り制限をしたというふうに言っておりますけれど、この三種町は同機種に対しては立入り制限をしなくてもいいんですか。そういう、何か対策を立てなくてもいいんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

県のほうでは、県有地に設置されている風車の同型機種のある場所というところで3か所制限しておりますが、本町で稼働している風車が立地されているのは私有地でございます。町有地とか公有地ではございませんでしたので、立入りについては本町では取扱いなしということで検討させていただいた経緯がございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

事故を起こし、じゃなくて、町内にある会社等については、点検等の行う連絡等はしていたというふうなことですけれど、今後、保守点検、管理のことについて、私、壇上でも言いましたけれど、プレートについて落雷ごとに点検するってことはこれもまたこれで大変なことなんですけども、それが繰り返し繰り返し行っていくというふうなことになるとう年々劣化していくわけですから、5年に1度ぐらいは1枚ずつ地上に下ろしてこの点検するっていうのは、こういう点についてはどういう見解ですか。対策打てるでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

点検につきましては、本町に設置されている事業者を確認したところであ

りますけれども、国の法定点検に基づいて、月次、年次、半年ごと、それぞれの点検内容に沿って各事業者が点検をしていると伺っております。

その中でブレードを取り外したりというところまでは確認しておりませんが、国の法で定められている点検は全て実施されている中で、部品交換等が必要なものについてはその都度対応していると聞いておりますので、町としては、現状では、国に定められている法定検をきちんとやっていただくということを求めていくという前提にさせていただいております。

議 長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

皆さんも多分考えておられることだと思うんですけど、風車の安全基準や保守管理は国が所管しているんですよね。風車が立地する自治体が関与できる余地が限られているというのがちょっと問題点としてあると思うんです。

国は、風車の事故による人的被害を防ぐための距離や立地のあるべき姿は明示しておりません。風車の立地自治体が事業者による保守管理に関与できない現行法制が問題だと私も思うし、皆さんもそういう問題点だと思っていると思うんです。

ですから、風車の事故や点検状況に関し、事業者の報告義務は国に限定されている、ここが問題であります。自治体として、メンテナンスや運転に関し事業者と法的根拠を持って対処できるようにすべきと思いますけれど、この点についてはどう考え、どう対処するつもりでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

議員おっしゃっている内容につきましては、本町のみならず、秋田県内の関係市町村、市と町全てにおいて情報を共有しております。秋田県のほうでも問題視しておりますので、県と市と町が連携して国へ要望活動するなど、この後、会議も設けられることに、今、準備進められておりますので、そういう中で話がまとまっていくものと認識しております。

議 長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

何分ぐらいある。

議 長 (加藤彦次郎)

12 時 4 分までです。

9 番 (伊藤千作)

12 時 4 分。

議 長 (加藤彦次郎)

あと 7 分ほど。(「はい」の声あり) 6 分ほど。

9 番 (伊藤千作)

はい、分かりました。

そういう点非常に大事だと思うんです。三種町は、企業とか会社に対して全然どういうふうな対応もできないっていう、点検っていうか、指導、何ていうかね、点検もできないような状況ではね、非常に困るわけで、やっぱりこの制度は、国だけではなくて対象自治体もちゃんと対応できるようにしていかないといけないというふうに思います。

風車との関わりを地元と事業者で一緒に考えていくことが大事です。事業者が点検をちゃんと実施してるかを住民が監視できるような仕組みを導入することが安心につながると思います。こういうことをどう進めていけばいいと考えているのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

これまでの町の関わり方についても、今回の事故に関しては、本町のみならず関係市も町も同じ気持ちでありますので、自治体としての関わり、関与の仕方をもっと住民に寄り添う形で進められないかということ国をのほうへ求めていくことと、国によっていろいろな面が再検討されていくべきというところで認識しているところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

この問題は荒谷議員も取り上げておりますので、私は以上にしたいと思えます。

最後のあと時間を、修学旅行の無償化についてでありますけれど。ごめん、これ取ってけれ。悪い、いや、手から離れていったった。ごめんごめん。教育長の答弁では、メモどこさ行った。メモしたのがねくなっちゃって。時間だけどんどん進んでって。

議 長 (加藤彦次郎)

残り 3 分しかありません。

9 番 (伊藤千作)

いいです。

教育長は、いろいろ児童生徒に対する取組はるるしてきたって説明しておりました。その中でいろいろ、そのとおりでなというふうに思いますけれど。それで、今の段階で就学援助費の無償化はちょっと難しいという答弁がありました。

私ね、今るる、そこで取り上げた、壇上でも言いましたけれど、東京都だから財政がもう潤沢で豊かだからこういうことができるんだよという答弁が来るかなあと考えておりましたけれど、まあそういう面はあるでしょう。東

京都何々区ってというのは、財政がここと比べれば潤沢だってことは確かですけど、しからば、潤沢だからいろんな施策を打ち出せるかといったらそうではないんです。例えば、東京都は、給食無償化、今年度からって言う、三種町よりもはるかに遅いんですよ。そういう、やっぱり、資金があるなし関係なく、やる気になって、子供のことを考えてやる気になって、やはり政策を打ち出すって言うのは、これがやっぱり基本だというふうに思うんです。

ですから、いろいろ政策やって、確かにそうでしょう。それは認めます。で、それで十分だというふうに言わずに、いろいろと様々な課題、今後もいろいろ出てくるんです。多分、私、この修学旅行費の無償化は、今、東京都が出だし来ました。これ全国に広がってきます。そのうち三種町でもやらざるを得ない状況に、私、多分なると思うんだよ。ですから、そういうところまでならないように、早めにやっぱりこれを打ち出していくって言うことが、私、必要になってくるだろうということを申し上げて、早めに対応してほしいなということを申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

9番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。
昼食のため、1時5分まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時02分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行します。

11番、荒谷要伸議員の発言を許します。11番、荒谷議員。

11番（荒谷要伸）

それでは、私から一般質問いたします。

風力発電ブレード落下事故について質問いたします。

5月2日に秋田市の新屋浜海浜公園で風力発電用風車からブレードが落下、近くにいた男性がぶつかり亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。

今回の事故は、人の立入り制限のない区域での事故である。近年、再生エネルギーの導入が全国的に進められており、本町にも沿岸に多く建設されております。

今回の事故で住民も衝撃を受けています。本町の沿岸部の風力発電も立入り制限のない場所だが、特に釜谷浜は海水浴場でもあり、サンドクラブなど大きなイベントを開催する場所で、大勢の人が来る環境にあります。今回の事故は、地域住民の安全について強い疑問を投げかけたのではないでしょ

うか。

大型の風車は、一見するとゆっくり回っているように見えますが、センター部分の時速は新幹線並みの250キロを超えとも言われております。想像以上に危険な設備であるのうかがえます。

今回の事故は、技術、制度、運営の各面において複数の問題点を浮き彫りにしたようですが、再生可能エネルギーが地域に根づくためには、安全、信頼、透明性の根本的な見直しが求められていると思います。

そこで、次の質問をいたします。

今回の事故を受け、本町は安全対策のヒアリングを実施したようですが、異常はないと確認いたしました。新屋の事故は、前日に目視による点検を実施し、翌日に事故が起きております。今までの点検で安全と言えるのでしょうか、伺います。

これまでに本町での物損等、または危険な思いをしたなどの被害報告はあるのか伺います。

次に、沿岸の風力発電の駐車場は、人の立入り制限もなく、新屋浜海浜公園と環境が似ておりますが、今後の対応はどうするのか伺います。

次に、注意喚起の看板の設置依頼をしたようですが、今回の事故は、風力発電の中心から約80メートルの地点に落下しております。看板はどのように設置し、注意喚起を周知するのか伺います。

今回の事故は、同型の風車、風力発電はあるのか伺います。

次に、釜谷地区の通学路脇にある小型の風力発電ですが、安全面に危惧をいたしております。どのように判断し建設が行われたのか伺います。

以上で壇上での質問終わります。

議長（加藤彦次郎）

11番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、11番、荒谷要伸議員の風車ブレード落下事故に関するご質問にお答えしますが、伊藤議員への答弁内容と重複する部分もございますので、その点につきましてはご了承お願いいたします。

このたびの秋田市での事故に関しては、風力発電設備が設置されている自治体にとって住民生活の安全に関する衝撃的な出来事であり、町としても大変重く受け止めております。

議員ご指摘のとおり、秋田市の事故では、前日に目視による点検を実施していたと報道されており、点検に関する安全性を疑問視する声があることを承知しております。

本町でも、事業者に対して点検に関するヒアリングを実施しておりますが、町では専門的な知見を持ち合わせていないことから、事業者からの報告を受け入れている状況でございます。

次に、本町での風力発電設備による物損等の被害でございますが、200

8年と2012年の2回、ブレードから氷塊が飛んだことにより、農業用ハウスが被害を受けたことの報告を受けております。

その当時、事業者が被害を受けた方へ直接対応しており、それ以降は、事業者による確認と被害に遭われた住民との情報共有により、新たなトラブルは防がれていると報告を受けております。

次に、風力発電施設への立入り制限等についてでございますが、本町沿岸部の風力発電施設周辺は住民の生活圏や観光地にもなっていることから、町としての対策を協議しておりますが、秋田市での事故原因が調査中である現状では、立入り制限等の対応には慎重な判断が必要であるという認識から、事業者に対して注意喚起の看板設置を依頼したところでございます。

看板については、既に設置されている事業者に対しては新たな設置を求めものではございませんが、これから新設する事業者に対しては、町も現地を確認しながら、場所についても調整してまいります。

次に、秋田市の事故と同型の風力発電設備についてでございますが、同じメーカーの同型が1基設置されております。

次に、釜谷地区通学路脇の風力発電施設についてでございますが、町のガイドラインに基づき事業者からは書類の届出はされておりましたが、町に許可の権限がなく、さらに土地も民有地であることから、建設の許可に関しては関与できないものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

11番の再質問を許します。11番。

11番（荒谷要伸）

それでは、再質問いたします。

伊藤議員と重複して申し訳ございませんけども、町長の答弁よく分かりました。

私としては、今後、県が国にどのような要望していくのか、市町村がまとめて意見を出し合って協議をするという先ほどの答弁もありましたけども、その中で、我々三種町としては、県内の中でも、人間が、町民が入り込める環境にあるのが異常に多いなどは感じております。

そのような場所で、我々この三種町独自の考え方はどのように会議に持っていくつもりなのか、お聞かせください。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、本町では、住民の生活圏に直接関わる場所に風車が多く設置されている現状にございます。今回の事故を踏まえまして、住民

の不安を払拭するために町としてどういう権限を持つべきかというところも考えながら、国や県に対して要望活動をしていくつもりでございます。

現状では、風車にトラブルがあった際の連絡先は全て事業者の対応となっておりますので、今回の事故を受けて、まずは町へも、身近な町のほうへもご一報いただければ、町として必要な対応を取っていくという面から、看板を設置する際は町の連絡先も併記していただきたいというお願いをさせていただいております。

ですので、国の規制とか法関係では直接町のほうに権限はないと言いながらも、住民の方々の不安を払拭していったり安全確保する面では町の関与は切り離せないものだと考えておりますので、その辺について会議等でも意見を述べながら、国に対する要望に盛り込んでいただくように進めてまいりたいと考えているところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

11番。

11番 (荒谷要伸)

はい、分かりました。ぜひそのように要請をお願いしたいと思います。

次にですけれども、サンドクラフトや観光地となっておりますけれども、私としては無理なのを承知でお話ししますけれども、期間中、ぜひ羽根の一時休止を求めたい。これが多分、安心・安全につながる一つの策だと思っておりますけれども、なかなかそれは難しいのは承知で話をしております。

どうしても回転すると推進力が発生いたしまして、その方向に羽根とか異物が、氷の塊とか、この期間はないんですけれども、そういうのが飛びます。そのような環境下で、海からの浜風来たときには、海に対して水平に羽根が、ブレードが回ります。そのときには、ここの範囲は危険ですという範囲は多分推測はできると思っておりますので、そこら辺までも注意喚起できたら、より安全なイベントになるんじゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

イベント等の開催に関わる、そこに立っている事業者のほうへは、町のほうからもイベント開催中の対応についてお願いをしているところでございます。

その結果につきましては、事業者のほうでも必要なところを止めるなどして検討させていただくという報告を受けておりますので、安全にイベントが開催できるように、町のほうからも要望をしていきたいと考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

11番。

11番 (荒谷要伸)

はい、ありがとうございます。安心いたしました。結果出次第、また報告できればありがたいと思います。

次にですけれども、釜谷の通学路脇にある小型の風車ですけれども、それはいつ頃、ガイドラインができる前に設置されたものでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

ガイドラインができたときには、既に国の許可を事業者は取っていて、FITの契約がされておりました。ガイドラインができたので、それに沿った書類が事業者のほうから町に届いているという状況でございます。

議長（加藤彦次郎）
11番。

11番（荒谷要伸）
はい、分かりました。

それで、あそこは多分非農地、雑種地だと思いますけれども、そういう場所に風力発電を建設する場合は、建築確認はやっぱり必要なものでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

農地に関わる部分であれば、農林課のほうに農振の確認等、農林課とか農業委員会のほうに農振等の確認をしていただいて、それと関わりのない部分であれば問題ないという判断になっていると思います。

議長（加藤彦次郎）
11番。

11番（荒谷要伸）

あそこは多分、雑種地、非農地だと思いますので、多分、建設確認が、それでも建物、構築物を建てる場合は必要だと思いますが、今答えは多分出ないと思いますけれども、後でお願いします。

それで、この風力発電、あそこにあるのが、私、通学路という概念から少し懸念しております。やっぱり子供さんたちが、小中学生があそこを通るといところで、私、勝手に測らせてもらったけども、まず15メートルちょっと足りないかな、あるくらいかなという距離感になります。

意外と、小型といいながらも、大型系の小型っていうか、大きいほうの風力発電です。2基か3基くらい、2基だけ、ありますけれども、その場所では、建ててしまってどうもならないんですけども、注意喚起の徹底、それから、ということで、自治会への申合せ、子供さんとかそこを歩く人に対しては、改めて注意喚起を自治会としてお願いしてもらおう。

そして次には、小中学校の学校にも、こういうふうな危険な構築物があり

ますので、そこを通るときは上を確認したりとか、いろんな方法があると思いますけども、そこら辺を精査して情報共有してもらいたいなと思ってますけども、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

注意喚起の看板の設置については、そこに建設している事業者に対しても、町からの依頼文は送付させていただいております。ただ、設置していただけるかどうかというところまでの確認は取っておりませんので、町から依頼はさせていただいている状況だということ。

あと、学校に対して、子供たちへの注意喚起の件に関してもなんですけれども、現状では、風力発電設備が町内の至るところに設置されておりました、秋田市の事故原因がきちんと究明された後、町として必要な対応を改めて協議していく必要があるのではないかと考えておりますので、子供たちの安全確認も含めて、その辺も併せて考えてまいりたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

はい、分かりました。ぜひそのように、国からの答えが出たら、早速動いてもらいたいと思います。

そしてまた、事業所さんをお願いしたけども設置してもらえなかった、この場合はどのように注意喚起を促していく予定でしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

依頼の文書を差し上げて、町ではガイドラインも設置していますので、ガイドラインに基づいて対応してくださいというのはあくまでもお願いレベルになります。ガイドラインについても強制力はないので、あくまでもお願いベースという前提になりますので、そこを絶対とは言えないという苦しいところもあるというところをご理解いただいた上で、それでも危険な場所については直接連絡をさせていただくなり対応はさせていただきます。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

直接連絡して、できなかった場合は、やっぱり公費を使ってそこにそれなりの看板を立てる、特に危険だと判断される場所にはですね。そのように対応していただきたいなと思います。

そして次に、風車から、羽根から、ブレードから氷の塊とか何かが飛んで

きたとか、そういうふうな事例が2件あったといいますけども、これって私も何回か耳に入っております。やっぱりあの高さからあのスピードで遠心力で飛ばされるものですから、約200メートル近く飛ばされてます。というのは、ほとんど畑で被害があると。それも秋のみぞれが降る、氷がちょっと、寒くなってきた頃に、やっぱり夜にブレードに水がついて朝方凍って、朝方スイッチが入って回転し始めて、それが遠心力で飛ばされてハウスに、それから被害がある。それから、人的な被害は免れたんですけども、作業中の目の前に氷の塊が落ちたと、そういう事例も報告、私、聞いております。

事業さんにはそれなりに対策取っていただいております。どういう対策かって、私も羽根を見て分かりますけども、羽根の先端に金属の針金のようなものをくっつけてあります。それで遠心力でそこで止まるという仕組みだなど、私、勝手に解釈はしておりますけども、飛散って、飛ぶのを防止する設備はどのくらいの何基についているのかという把握しておりますか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

氷の塊が飛んだ場所が2基あったと聞いております。そこについては、ブレードへの細工ではなくて、運転、氷点下になったり雪の塊ができそうな日は、朝、風車を止めて、塊がついてないかを目視で点検した後で運転を始めているというお話を聞いておりますので、ブレードそのものに細工をしたというよりは、安全を確認してから運転を始めているというふうに事業者からは報告を受けております。

議長（加藤彦次郎）
11番。

11番（荒谷要伸）

はい、分かりました。いろんな対策があると思いますけども、対策はできてるなというふうには認識しております。最近、近年は、そういう被害報告はあまりないように感じております。

最後になりますけども、今、市町村挙げて、県と共有して、この危険な対策に対しては国に要望していくという状態になっていると思いますけども、その最初の会議というのはいつ頃開かれるのでしょうか。

そして、その結果は、まだまだ未知数ですけども、いつ頃その国からお答えってということは、返答というのは予定しておりますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

県が市と町を集めての会議は7月に向けて調整されている状況でございます。そこで出された意見を取りまとめて国への要望がどのタイミングになる

かというところまでは、まだはっきりしたことはお伝えできませんが、7月には日程調整されるのではないかと考えております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

はい、分かりました。ぜひ我々三種町の特質性の強い風車の立地条件、これをぜひ全民に対してアピールして、いい方向に協議してもらいたいと思います。お願いいたします。

ありがとうございます。以上で終わります。

議長（加藤彦次郎）

11番。すいません、先ほどの質問に対して補足いたしますので、企画政策課長から答えます。

11番（荒谷要伸）

はい。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

先ほどの建築確認申請の件についてお答えいたしますが、建設に関しては、建築確認申請というよりは、国によるF I Tの契約が成立する時点で建設が認められるということになっておりますので、建築物を建てるということの建築確認申請というお話にはならないかと認識しております。

議長（加藤彦次郎）

11番さん、質問があれば。11番。

11番（荒谷要伸）

ということは、もう本当に三種町というか市町村は何もはまる余地はないという法律、今あるんですね。はい、分かりました。

これで終わります。

議長（加藤彦次郎）

11番、荒谷要伸議員の一般質問を終わります。

次に、4番、平賀真議員の発言を許します。4番、平賀議員。

4番（平賀真）

それでは、私から、さきに通告しております2点について、当局に聞きたいと思います。

1点目でございます。

町有施設の現状と利用者からの要望についてお伺いいたします。

各町有施設の利用状況、稼働日数並びに利用者数はどのようになっているのか、把握されている状況で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

また、利用者からの要望があった場合の対応を具体的にお伺いいたしま

す。

定期的にメンテナンスが行われておりますが、施設の老朽化が進む中、今後の維持管理並びに改修の計画をお伺いいたします。

子育て交流施設「みっしゅ」は町内外の利用者から好評を得ておりますが、要望、意見等は寄せられているのでしょうか、お伺いいたします。

毎年の猛暑に対し、子供たちが安心して遊べる水場を併せて設置してはどうでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

2点目でございます。

町主催の記念事業の在り方をお伺いいたします。

今年は終戦80年を迎え、戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて考えさせられる機会が多くなっております。町では毎年、戦没者追悼式を催行しております。80周年に合わせ、記念事業の計画があるのかお伺いいたしたいと思っております。

また、町遺族会の現状と、会員との会合等が行われているかと思っておりますが、その内容をお伺いいたしたいと思っております。

三種町は、平成18年3月に誕生し、明年3月に20年を迎えることとなります。記念事業等はどのように計画されているのか、お伺いいたします。

また、明年4月、三種町立統合中学校が開校される運びとなっております。それに伴い、3中学校が閉校となり、どのような記念事業、式典が計画されているのかも併せてお伺いいたします。

また、来年度は、町内各種団体、福祉団体、体育文化団体、観光・商工会等も創立20周年を迎えることになると思っております。事前準備が必要と思っておりますが、町として、町との会合等が進められているのかお伺いいたしたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

4番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、4番、平賀 真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町有施設の利用状況についてでございますが、施設が数多くございますので、主な施設の令和6年度利用状況について、稼働日数、利用者数の順で申し上げさせていただきます。

まず、スポーツ施設では、琴丘総合体育館が349日、4万169人、山本体育館が349日、1万5,263人、八竜体育館が349日、2万1,582人、あめふらんどが307日、6,269人、ゆめすが307日、1万479人となっております。

次に、公民館施設では、琴丘公民館が359日、269人、山本公民館が359日、1,000人、八竜公民館が356日、1,275人となっております。

その他の施設では、ひまわりセンターが359日、一般入浴での利用者が9,941人、子育て交流施設「みっしゅ」が359日、2万4,824人となっております。

次に、利用者からの要望に対する対応でございますが、危険を伴うなど緊急を要する要望につきましては早急な対応に努めておりますが、多額の費用が必要になるもの等につきましては、要望の内容や必要性を精査してからの対応となり、結果的には要望にお応えできない場合もございます。

次に、今後の維持管理と改修計画でございますが、町では、公共施設の今後の方針についての基本的な全体目標を設定した公共施設等総合管理計画の下位計画として、個別施設ごとに改築、改修、廃止、除却等の具体的な方向性を定めた公共施設等個別施設計画を定めております。

この計画の内容について、毎年、関係各課からヒアリングを実施し、改修しながら長寿命化を図り今後も使用していく施設、老朽化し使用に堪えない状態となったら廃止、つまり修繕は行わないなど、施設ごとの方向性を見直ししております。規模の大きい修繕なども、ヒアリングにおいてその必要性や緊急性などを確認し、予算計上する際の判断材料としております。

また、電球のLED化など、地域脱炭素実施計画において重要な事業につきましては、率先して実施するよう努めております。

次に、子育て交流施設「みっしゅ」に対する要望等でございますが、本施設は、保健師や保育士が子育て世代の様々な相談を受ける機会が多くあり、様々な要望や意見等をいただいております。過去にも屋外遊具の設置に関する要望がございましたが、全天候、全季節で子供の好奇心を育みながら体を動かすことができる屋内遊具を備えておりますので、ご理解いただきたい旨、お伝えしております。

また、水場の設置に関しましては、低年齢児の水遊びをしたいという要望に corres 応するため、子育て支援センターが開催するおひさまひろばにおいて、近隣市の水遊び広場へのお出かけを実施したほか、乳幼児を対象にビニールプールでのイベントも開催してございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、町主催の記念事業についてお答えいたしますが、統合中学校開校に伴う事業につきましては、教育長よりご答弁申し上げます。

初めに、終戦80年に合わせた記念事業の計画や遺族会の現状等についてでございますが、町では、さきの大戦における戦没者に哀悼の意を表し、恒久の平和を祈念するため、例年8月に戦没者追悼式を挙行しております。

遺族会の会員数は、合併した平成18年には493名でございましたが、遺族の高齢化などに伴い、現在は110名と4分の1以下に減少しております。

また、追悼式への参列者につきましても、平成18年には来賓等を含め140名の方に参列していただきましたが、昨年は30名にまで減少し、うち遺族会会員の参列は19名と、減少が顕著となっております。

こうした状況もあり、町の戦没者追悼式において終戦80年に合わせた記念事業の実施は難しいと考えておりますが、今後改めて遺族会の意向も伺ってまいりたいと考えております。

なお、9月6日から8日の3日間、八竜改善センターを会場に原爆写真展を開催することとしております。戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて考えていただく機会として、多くの方々からご来場いただけるよう進めてまいります。

次に、町の合併記念事業でございますが、ご質問にありますとおり、本町は令和8年3月20日で合併20周年を迎えます。記念事業の実施につきましては令和8年度の実施を予定しており、今年度は記念事業の実施方針を決定するとともに、来年度の当初予算に向けて事業費の見積りを進めてまいります。

実施時期につきましては、来春は三種中学校の開校記念事業や町選挙も控えておりますので、前回の10周年記念の開催時期を参考に、10月頃をめどとして適切な時期に実施できるよう検討することとしております。

事業の実施に当たっては、町民の皆様と20周年を一緒に祝うとともに、町が20年の時を経てさらに飛躍を成し遂げるための契機となる記念事業にしてまいります。

次に、町内各種団体におきましては、三種町商工会が今年1月16日に設立20周年記念式典・祝賀会を開催しておりますが、今後、各種団体へ20周年を冠した事業の実施を依頼するなどし、機運醸成を図ってまいります。

また、森岳温泉夏まつりが令和8年8月に70回目、サンドクラフトが令和8年7月に30回目の記念開催の年となることから、これらの町のイベントに町誕生20周年を冠して事業を実施するなどし、本町のさらなるにぎわいや活力の創出につながる事業を検討してまいります。

いずれにいたしましても、新たな一步を力強く踏み出す機会とするべく事業実施に努めてまいりますので、議員の皆様からも多くのご助言をいただければと考えております。

私からは以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

それでは、私から、琴丘中学校、山本中学校、八竜中学校の閉校に伴う記念事業、式典の計画についてお答えいたします。

現在、各中学校では、学校行事にスローガンを設けたり、生徒会での活動を通して、閉校への思いや開校への期待が持てるよう取り組んでいるところでございます。また、10月17日金曜日に開催予定の町民祭において、3中学校生徒全員が自衛隊演奏会に参加し、交流する予定となっております。

閉校式典につきましては、10月26日日曜日に山本中学校、11月1日土曜日に琴丘中学校、11月8日土曜日に八竜中学校で、それぞれ閉校記念

式典を計画しており、県教育委員会、町議会、学校関係者、地域の方々等にご案内を差し上げ、実施する予定としております。

また、閉校記念誌と記念動画の制作も現在行っております。

なお、令和8年度の開校式や竣工式等の日程につきましては、今後、学校とも協議しながら進めてまいります。

また、町長が最初に答弁しました町有施設の利用状況についてですが、公民館施設の琴丘公民館、山本公民館、八竜公民館の利用者数は、有料の利用者数の集計結果となっておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

当局の答弁が終わりました。

4番の再質問を許します。4番。

4番 (平賀 真)

それでは、自席から再質問を行いたいと思います。

各町有施設等も、稼働日数また利用者数等もかなりの数に上っていることが分かりました。

特に、施設に対する危険箇所とかそういうことは出ていたかと思えますけれども、特に体育施設とかいろんな施設がそれぞれ契約で対応してるところありますが、人事とか対応に対して、そういった形で、クレームまで行かないでも何かしら要望があったものか、改めてお伺いしたいと思います。体育館とか公民館とかですね。夜間行っただけの当時の職員の対応について、もし把握しているものがあればお聞かせください。

議 長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

それでは、私から、全体に関してお答えいたします。

まず、最近はないんですが、やはり以前は対応についての苦情はございました。その苦情対応につきましては、苦情処理簿を担当から町長まで上げていただいて、何が問題だったかということをちゃんと点検して、またサービス、町民に対するサービスに生かせるようにいたしております。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

4番。

4番 (平賀 真)

どうか小さな声も大事にしながら、施設利用者等が満足して帰れるような各施設にしていただけようお願いしたいと思います。

各施設とも、当然、建物というのは、機械、エアコン等、全て年数を得ることによって傷みや交換の時期が来ると思いますが、町としても管理計画を立てて順次更新しているかと思えますけれども、一番の利用者に問題なのは、やはりその工事によって長期間その施設が利用できないことかと思えます。

よっぽどの自然災害、台風地震とかですね、そういったときは仕方がないんですが、経年劣化によってそういった長期にわたって閉鎖というのはできるだけ避けるような形ですね。財政的な問題もあるかと思いますが、どうか先手先手といたしましょうか、各電気施設というのは当然寿命がありますので、どうか余裕があるときに各施設のほうを、管理のほうの担当それぞれ、遠慮なくいろんな会議でお話しただければと思います。

あと、みっしゅの水場の要望に対して、現在、おひさまひろばで移動で近隣の施設とか、あとはビニールプールということでございましたが、今朝の新聞で、昨日の猛暑30度を超えるような暑さということで、能代のエナジアムパークの水場ということで、ここは夏場、まさに本当に1歳、2歳、小さいお子さんが、親元、親の見守りの中で利用したり、あと、秋田のほうでいきますと、金足にある水心苑ですが、そういった子供たちが自由に家族と一緒に遊べる場が大変今にぎわっているように把握しております。

ビニールプールも大事なんですけども、もしそんなに大きくなくて、みっしゅの駐車場の一角といたしましょうか、そういったところに簡単な水場、それこそ足をつけるような水場とか、そういった夏場のために、安心して、要は職員の方々の手を煩わせなくても、当然親の監視の下、遊べるような施設で構わないと思いますけれども、そういった近隣の市町村のほうの施設のほうのこういったところに行って、おひさまひろばでこういったところに連れて行って、そしてそのときの状況など、もし担当課でお分かりでしたらお知らせいただければと思います。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (大高博充)

課長 お答えいたします。

屋外のほうのイベントの場所でもございましたけれども、議員おっしゃったように、エナジアムパーク、そちらのほうに行っております。7月の末でもございました。そのときは、お子様の人数ですけども、5人ほど参加しております。

8月にあつては、河畔公園のほうに、河畔公園、そちらのほうに出向いております。参加人数が16人でもございました。

また、8月8日ですけども、施設内において水遊び、敷地内において水遊びを実施しております。そのときは10人のお子様に参加してございます。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

4番。

4番 (平賀 真)

それぞれ担当の方々がいろいろにぎわいを創出するためにお連れしているようでもございますけれども、先ほど言いましたように、職員の手を煩わせると

いいでしょうか、当然、中にいる子供もいらっしゃいますし、そういった形で、もしできればこの、昔だと川とかそういったところで遊んだ時期もあったと思いますけども、現在は衛生面や安全面でとてもとてもそういったところで遊びを自由にさせているところはないかと思imasので、どうか担当のほうで、予算的なものもあるかと思imasですけども、毎年猛暑でございますので、子供たちが親御さんとだけで自由に遊べるといいでしょうか、そういった施設のほうを検討して、検討していただけないか、担当課長にもう一度お伺いします。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (大高博充)

課長 答えいたします。

みっしゅという施設の主な目的でございます。子育てに関する相談や援助、母子保健機能を一体的に備えた施設というところで運営をしてきてございます。

屋外での遊具は広場等と、あとプール等々はそれに類する施設でと考えておりますので、どうかご理解のほどお願いいたします。

議 長 (加藤彦次郎)

4番。

4番 (平賀 真)

どうぞ、今後、機会がありましたらご検討いただきますようお願いしておきたいと思imas。

それでは、2点目の再質問を行いたいと思imas。

遺族会のほうの実態というのは推して知るべきなんですが、当然、80年という月日が流れることによりまして、終戦前に生まれたお子さん方も、もう既に80歳を超えております。そしてまた、戦傷病者の関係でご英霊と認定された方々、要は戦後に亡くなった戦没者の方々のお子さんでも、もう80近いという現状でございます。もう全県、全国を見ても、この遺族会というのは、その孫さんとかになるような形になって、どうしても戦争というのが、世界ではいまだに戦争や紛争が起きていますけども、日本の場合は何か遠くに行ってしまうような形になりまして、先般も土崎空襲の、教科書がですね、秋田県には空襲がなかったような記載がということが新聞に載っております。

また、魁新聞等では、毎日そういった戦争に関する記事も掲載してるようにお聞きしております。北羽新聞等は、8月が近くなりますと、こういった遺族の方々の談話等を載せて、追悼の気持ちをより認識していただくような形で毎年組まれてはいますけれども、どうか、今、遺族会のほう、先般、津波被害で津波に遭われた方々、5月26日に釜谷浜で、町長ほかご遺族が参列して追悼式が、慰霊祭が行われたやに伺っております。

なかなか、宗教関係も絡みますので一概には言えないんですが、当時、戦

争で、終戦後に、御霊を慰めるといいでしょうか、顕彰するために、各地区に忠魂碑というのが建設されております。いろんなところに忠魂碑がありますので、そういった、当時、遺族会または町のほうで作られたと思うんですけども、かなり傷んできたりとかですね。やはりこういったものは何でできたのか、そして、今後どういった形でそれを維持していくのか。今言ったように、遺族会にお任せしますといっても、現状としてはもう純粋な遺児の方々さえもいっしやらなくなりますので、どういった形で町が関与できるのか、もし町長のお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（近藤洋）

お答えいたします。

遺族会につきましては、戦争で亡くなった人々をしのび、平和を願うとともに、戦争の記憶を風化させることなく語り継いでいくための貴重な、重要な団体でございます。

町といたしましても、引き続き遺族会と連携、協力しながら、活動内容の充実を図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀真）

この遺族会に対しましては、秋田県遺族連合会また山本郡の遺族連合会がございまして、山本郡のほうは福祉事務所のほうが事務局といいましょうかバックアップして、県のほうもなかなか今後の継続に対して、こういった80周年という大きな節目でございますので、担当課のほうで、県の遺族連合会、郡の遺族会とも、情報を得ながら、町としてのあるべき姿を認識していただきますよう、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、町の20周年、令和8年度10月頃ということでございますけれども、もう町も早いもので、10周年の記念式典が終わって、あれからもう10年かなというところでございます。

ただ、これまで、まだ話題といいましょうか条例等にもないんですが、こういった機会にもし名誉町民といいましょうか、町の出身者の方で町を思いながら全国的に活躍している方々、そういったまさに名誉的な称号でございますが、こういったもの。能代市の場合は、それぞれの分野で活躍された方を市の功労者として、要は功労者の中の冊子も収めて、ご不幸があった場合は市の功労者云々と、誰それというような形で新聞にも掲載しておりますが、そういった功労者制度とか、あとはまた、先般1,000万円のご寄附ということで、もしかしたらご本人のご希望があつて、あまり大ごとにしなしてくれという要望があつたかと思っておりますが、町の広報に1行、2行です

か、お名前と金額が出ておりましたけれども、これこそ顕彰に値するような形、なおかつ町外の方でございますので、町出身でなくてですね。そういった形で、今後、20周年に当たりまして、記念表彰等、様々な形でご検討いただきますようよろしくお願いいたしますと思いますが、町長の気持ちとしては、こういった名誉町民や功労者と、また顕著なあれ、高額奉納者とかですね、寄附者とか、そういった方々に対する顕彰並びに感謝の場というのを設ける気持ちあるかどうかお伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

私からお答えいたします。

町20周年記念式典につきましては、内部でちょっと打合せしまして、イベント的なものについてはまだまだ未定のものがございますが、議員おっしゃるように、功労者に対する表彰は必要だろうと。メインの事業はそこに、功労者への表彰、町のためにご尽力いただいた方々への表彰の記念式典は、これは柱に据えて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀真）

記念式典の内容は今後だということでございますので、どうかこういった機会に、名誉町民のほうの認定とかそういったことも今後話題にさせていただければと思います。検討のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

あと、統合中学校に向けての閉校等がそれぞれ計画なされているやに今お聞きいたしました。それぞれの閉校式典が、私、やっぱり1月、2月、季節的なものもあるでしょうし、もう開校に向けて動いてるので、10月末から11月ですか、この前お聞きしましたけれども、もしこういった、まさにこういった大事な式典ですので、どこまでご案内するかは分かりませんが、早めに、こういった日程が決まっているものは公にしていれば。それぞれ日程の調整等もありますのでね。もうこちらのほうは、今、10月26日、11月1日、11月8日、動かないと思いますので、どうか早めに公のほうにしていればと思います。当然、記念誌、DVD等がございますので、どうか順調に進むことを願っております。

あと、各種団体でございますけれども、商工会のほうは早めに進んでるようでございますが、町の大きなイベントでサンドクラフトがちょうど明年は30回目ということのようでございますので、先ほど町長の答弁の中で、町の20周年に合わせて、冠としてやるということでございますので、どうか、記念事業というのはただその年が来たからやるということではなくて、これまでの歩みを振り返りながらということを確認をしながら、より一歩前に進むということでございますので、ただ20年が来たからやるということでは

なくて、その内容も、これまでの20年の歩みをどうかきちんと精査しながら、今後の町の発展につなげるような形で1年間過ごしていただきますよう、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

議長（加藤彦次郎）

4番、平賀 真議員の一般質問を終わります。

次に、1番、畠山勝巳議員の発言を許します。1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

それでは、一般質問行いたいと思います。

最初に、三種町ふれあいバスの運行している住民共助組織の現状と今後の課題についてです。

さきの3月議会で、三種町ふれあいバスを運行している住民共助組織、運転手の労働条件について質問したが、運転手手当については最低賃金をクリアしているものと認識していると、企画政策課長からの返答がありました。今でもその認識でいるのかと。私の調査では、ふれあいバス運転業務確認書というふうなものが出てるんですけども、それを見る限り、最低賃金には到達していないと確認するのです。そこら辺をまず1つ問います。

また、会社組織を除いて住民共助組織7組織と、そこに雇用されている運転手との書面での雇用契約、雇用契約は原則として書面で取るというふうなことになっていると思うんですけども、それを町は確認しているのかということ。

また、このふれあいバス運転業務従事意向確認書というふうな書類があるんですけども、それはどういうふうな中身で雇用契約とは違うのか、そこら辺のところも、どんな関係があるのかということを問います。

続いて、住み続けたい街トップ評価とふるさと会の創設についてです。

ご存じのとおり、ある民間会社が、三種町は県内で住み続けたい街のトップとして評価されました。このことは町行政としても町民としてもうれしい限りであるが、問題は、この評価を町の活性化とどのように結びつけていくかというふうなことだと思います。

この評価を全国に広めて移住者を募るとか、テレビでのCMに利用するか、ふるさと会での移住者募集につなげるとか、様々な方法があるはずであります。

現在、三種町ふるさと会は、たしか私の感覚では首都圏だけにしかないと聞いてます。かつて北海道にもあったと聞いていますが、全国とは言わないまでも、町主導して各地にふるさと会を創設すべきでないのか。その中でいろいろアピールなんかできるんじゃないのかなと思います。

職場定年後、帰郷したい三種出身者もいるのではないかと思うので、住み続けたい街をそこなどで、そこでまずアピールすると可能であるし、各地にふるさと会を創設することにより三種町をPRすることにつながり、帰郷希望者の窓口にもなり得ると思うんでありますが、そういうことをどういうふ

うに考えるかを問います。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

1 番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、1 番、畠山勝巳議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふれあいバスを運行している住民共助組織の現状と今後の課題についてでございますが、本町の住民共助によるバス運行は6年目に入っており、団体やドライバーの皆様のご尽力により運行が維持されていることに対して、関係者の皆様に感謝を申し上げます。

これまでも、住民共助による仕組みを維持する上で確認が必要な事項に関しては、ふれあいバス・巡回バス連絡会で協議を重ねながら進めてきており、ドライバーの手当についても最低賃金をクリアしていると認識しております。

また、住民共助運行団体は任意の団体であることから、ドライバーとの雇用契約は義務ではないと認識しており、ふれあいバス運転業務従事意向確認書により各団体ごとの基本的な内容を確認していただき、ドライバー業務に従事していただいているものと存じております。

続きまして、住み続けたい街トップ評価とふるさと会の創設についてお答えいたします。

住み続けたい街のランキング結果は、本町の知名度アップに役立っていると考えており、大変光栄に感じております。ふるさと会の現状については、北海道みたね会が会員の高齢化により解散し、現在は東京みたね会のみとなっております。

東京みたね会は、本町出身者が集い、町からも関係者が出席して毎年総会が開催されており、ふるさとに寄せる会員の方々の思いを知る機会となっております。

町の関係人口創出に当たっては、町出身者をつなげる機会が必要であると考えており、近年はSNS等の活用により町の情報を発信し、様々な世代の方々との新たなつながりを模索しております。

今後も、町出身者や町のPR大使との連携等あらゆる可能性を探りながら、若い世代の方々とのつながりを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

当局の答弁が終わりました。

1 番の再質問を許します。1 番。

1 番 (畠山勝巳)

町長の話では最低賃金をクリアしてると、ふれあいバスの運転手、そういうふうな話だったんですけども、令和7年度八竜鵜川共助バス・ふれあいバ

ス運転業務従事意向確認書というふうなものがありますよね。これはどういう意図で誰がどのようにして作ったのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

ふれあいバスの住民共助運行団体とドライバーさんとの関係について、料金とか、料金といいますか手当の金額だとか、業務の開始、終わり、休憩時間等について意思を確認していただくためにこういう様式を使ってはどうですかということで、町が各団体に提案したものでございます。

議長（加藤彦次郎）
1番。

1番（畠山勝巳）

これによると、始業時間が午前7時、終業時間が4時47分。そうすればこれ、9時間、9時間ちょっとなりますよね。そして、最低賃金は951円ですよね、時給。そこの商工観光交流課の前の大きなポスターで、時給951円となっておりますよね。その951円っていうのは、8時間に対して951円ですよね。そこら辺ちょっと確認します。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

最低賃金の951円は把握しております。鶉川の先ほど議員がおっしゃっております意向確認書につきましては、開始時間と終業時間のほかに休憩時間等もございますので、時刻表、鶉川地区のバスの時刻表に基づいて、運行と運行の合間の休憩時間は具体的に書かれているかどうかということも見ていただいた上で、実際に運転に業務していただく時間を計算していただく必要があるのではないかと考えております。

議長（加藤彦次郎）
1番。

1番（畠山勝巳）

その考え方が違うというか、要するに、運行時間、運転している時間と、それから車を管理している時間、これも拘束時間になりますよね。昼休みは除いて。拘束時間は労働時間に算入されるということは、私も労基署で確認済みです。そうすると、町は拘束時間を労働時間として認識してないってことですか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

個別な案件で個人の方の労働時間のことに関しては、ここでは回答を、答弁を差し控えさせていただきたいと思っておりますが、全体的に住民共助のふれあいバスの運行に関しては、それぞれの地区ごとに運転を開始する時間と終わりの時間が違っておりまして、走り方も違うので、便と便の間は休憩時間と捉えております。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

この意向確認書にはそういうことは一切載っておりません。始業時間が7時、終業時間が4時47分と、まずそれだけです。それを町が作って確認すると、したというふうなことです。そこら辺の休憩時間云々かんぬんということは、この文書に一切書いておりません。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

様式は町のほうから共通した様式を使ったほうがいいのではないかということで提示させていただいておりますが、書かれている時間等についてはそれぞれの団体ごとに数字を入れたり書き加えたりして使っていただいておりますので、あくまでも町は様式を提示させていただいているという関係で、そこに記載されている時間はそれぞれの団体ごとという認識でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

そういう、そうは言いますけれども、これは労働基準法における労働契約書になるはずですよ。いずれにしても、これによって共助バスの代表者と労働者、運転手が雇用契約というふうな形で、労働条件を。これが雇用契約書になるかならないかは、労基署でちょっと確認してきましたけど、労働基準監督官の話だと、こういうことを明確に書いてあるので、これは雇用契約書になるんだと、そういうふうな返答がありました。町は、これは雇用契約書ではないというふうな感覚ですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

労働基準監督署のほうに我々からその段階での確認は取っておりませんが、共助の団体は民間の会社とは違いますので、地域運営組織という感覚でおりますので、労働契約書は必須ではない、義務ではないというふうに町としては考えているところでございます。それに代わるものとして、ご本人が提示内容に確認した上で協力いただけるかどうかという意思を確認するため

の意向確認書を準備して確認させていただいているという認識でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

そうすれば、書面で交わすのは義務ではないというふうな話らしいんですけども、例えば最低賃金とか、それから例えば運転免許証、運転者が持っているか持っていないかを、それどういうふうにして確認するんですか。口頭で、あるかないとか、ちゃんと書面で番号とか確認して、そういうふうにしてやるべきではないんですか。だから、原則として最低賃金制を守るにしても、入ってるかどうかは書面で交わすというふうなことが原則になってると思うんですけども、その原則は必要でないってことですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

自家用有償運送ということで、町は国から許可をいただいて運行しております。そこに従事していただく関係で、それに必要な講習を受けていただいております。そこで講習を受けた方であればドライバーに従事していただけないということになっております。

その講習を受けていただくときには、ご本人の免許証のコピーと必要な書類にも記入していただいた上で資格を取っていただいておりますので、その段階で必要な条件はクリアしていると認識しております。

その方が各地区のドライバーとして従事していただく上で、それぞれの地区の条件に合った内容で合意していただけるかどうかという確認の意味で、意向確認書を今年度から交わしていただいているという認識でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

本年度からというのと、今まではこういうふうなドライバーとの、運転手と共助バスの代表者との雇用契約というか確認書とか、そういうふうな、まだ交わした書類はなかったってことですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、地域運営組織である住民共助の団体は、民間の会社とは違っておりますので、雇用契約書は義務ではないという認識に立っております。ですので、これまでは交わしておりません。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

まず、いずれにしても、運転手は労働を提供して、それで賃金を得ているというふうなまず雇用契約、労基法上の雇用契約では該当すると思うんですよ。その雇用契約が特殊な形態になっているというふうなことなんですけども、その労働条件が各種の、例えば最低賃金法、最低賃金とかそれに該当しなければそれも違法になると、そういうふうな認識。私はそう思うんですけども。例えばです。

あともう一つ、町は、休憩時間とかそういうふうな拘束時間も労働時間には入らないというふうな認識ですか。

議長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

雇用契約のお話になりますが、バスの運行を始めるときには、会社を立ち上げていただいたという認識ではなくて、先ほどから申し上げておりますとおり、地域運営組織という団体で住民共助の運行団体を立ち上げていただいております。

そこで従事していただく方々は、雇用とか労働とかという感覚ではこれではなく、ボランティア的な精神を持ってご協力いただいているという認識でこれまでやってまいりましたので、今までドライバーや団体の方からその話を疑問視されている声はなかったことは事実でございます。

ただ、今般、そういうわけにはいかないというような、社会的に一般的な事情もございましたので、今年度からは、意向確認書を用いて、従事するドライバーの方々に条件を示した上で、納得いただいた上でご協力いただいております。

その中でやっておりますので、運行の開始と終業時間、あとは間の休憩時間についても、団体の代表とドライバーの方が納得いただいた上でご協力いただいているものと認識しております。

議長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

そうすれば、こういうふうな雇用、今回のふれあいバスでは労働基準法は適用にならないということですか。

もうちょっと詳しくいきます。

議長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

全て賃金を払って、労働力を提供して賃金を払って、その契約で生活してるわけですよ。それが全て労働基準法が適用になって、労働法が適用になる

はずなんだけれども、町はそれは労働基準法は適用にならないと。そういうふうな考えでよろしいですか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

先ほどから賃金という質問をいただいておりますけれども、町からは日当という形でお支払いしております。賃金となると、労働契約、雇用契約が必要なかもしれませんが、町としては日当という形で団体のほうへ委託しております。

その辺の認識につきましても、労働契約上どういう取扱いになるかというご質問でございますが、町としては、労働契約と賃金の考え方とは一線を画しているという認識でございます。

議長（加藤彦次郎）
1番。

1番（畠山勝巳）

労働法には日当というふうな言葉はないですよ。労働力の対価としてもらう金額は全て賃金というふうな形で表すことになってるんですけど、そこら辺、全然認識が違うんじゃないですか。日当という言葉、法律的にはないです、それ。そういうふうな言葉は。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

議員がお手元に持っていらっしゃる意向確認書の内容も恐らく日当と書かれているのではないかと認識しております。

ですので、先ほどから賃金だと労働契約法、労働法というお話をされておりますが、町では日当という取扱いの上で運行いただいて、ご協力いただいておりますので、その辺の認識があるものと思われま。

議長（加藤彦次郎）
1番。

1番（畠山勝巳）

そうすれば、何回も言いますけれども、日当というのは、そうすれば、どういうふうなものなんですか。労働力の対価としてあるものじゃないんですか。労働力とは関係ないんですか。ただボランティアでやって、それもらうのが日当だと。そういうことですか。

ちょっと総務課長に伺いますけれども、役場にもそういうふうな日当とかボランティアって、そういうふうな、賃金じゃなくて、労働力に対する対価は日当というふうな言葉で使ってもよろしいんですかね。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（ 三浦 保 ）

お答えいたします。

ボランティア的なその役務に対する報酬として、最低賃金を関係なく、報酬、謝礼等お支払いする場合は多々ございます。行政用語でそれが通常、日当と、かつては日当とよく日常的に使われていた言葉で、予算書にもかつてはよく日当4,500円とかという例は通常使われているものでございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

1番。

1番（ 畠山勝巳 ）

そうすれば、そういうふうな日当に対しては、源泉徴収はされないんですか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策（ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

源泉徴収はしております。

議長（ 加藤彦次郎 ）

1番。

1番（ 畠山勝巳 ）

そうすれば、賃金、源泉徴収するのは賃金に対して源泉徴収されてるふうな形で、労働基準法にはまずあるんですけども、日当と言おうが賃金と言おうが、労働力の対価としてもらうのは、全てそういうふうな税法上、源泉徴収してやらなきゃならないというふうなことだと思うんですけども、あくまでもそれは日当だと。だから労働時間のあれには入らないんだというふうな解釈ですかね。

議長（ 加藤彦次郎 ）

暫時休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時24分 再開

議長（ 加藤彦次郎 ）

会議を再開します。

企画政策課長。

企画政策（ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

日当とか賃金に係る源泉徴収とかという認識ではなく、収入、所得に対し

て源泉徴収をしていただいているという認識でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

まずね、いずれ労働基準監督署から何らかの指示があるはずですが、この件について。またそのとき、また詳しく話しましょう。

いずれにしても、労働力の対価としてもらう金額は、全てまず労基法では賃金として認定されております。町にも労働組合あるはずですが、それで確認してもらえば。

それと、あともう一つ、拘束時間、運転する時間じゃなくて拘束される時間、つまり車の鍵を持って車を管理してるというふうなことは、拘束時間が該当します。拘束時間も全て労働時間に該当するはずですが、そこら辺をきちっと確認してください。

まず、この件に質問は、後で労基署のほうから何らかの形で来るはずですので、そのときまたいろいろ話しましょう。

そして、続いて、住み続けたい街のトップ評価のふるさと会の件です。

これは、民間の会社が住み続けたい街で三種町が県内一というふうになりました。問題は、このトップ評価をいかにして三種町の宣伝というか、それに結びつけるかという。私がここに提起したのは、町長も何回も言うように、定住移住して人口増やしたいというふうなことは、町長の公約でもあるし、いろいろなところで言ってる、みんな、町全体で言ってることだと思います。

せつかく住み続けたい街で、それを、ふるさと会を各地につくって、そこでやっぱりアピールしていくというふうな方向も一つなんじゃないのかと思うんですよ。

移住するためには、移住させる、定住させるといろいろ言ってるんですけども、何をターゲットに、を、移住定住を図るのかと。そういうふうなことも必要なんでないか。単に移住定住じゃなくて、各地にふるさと会をつくってそこで宣伝して、年を取ったら田舎へ帰ってゆっくり過ごしたいというふうな町の出身者も結構いるんじゃないのかな。そういう人をターゲットにすることも一つの手なんじゃないのかと。そういうふうだと思うんです。

せつかくの住み続けたい街をどのようにアピールして人口増につなげていくかどうか、そういうふうな意味で、ふるさと会というのは各地につくっていけばいいんじゃないのかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

ふるさと会の考え方についてでございますが、先ほどから議員がおっしゃってるところも十分把握してございますが、町としては、若い方々のふ

るさと回帰ですとか、Uターン、Iターン、Aターン等をターゲットとして、現在様々な活動を模索しているところでございます。

新たにふるさと会を設置するというだけでなく、現状では、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、SNS等を活用することで新たなつながりができる環境も整ってまいりましたので、ふるさと会の設置というよりは、町を思う町出身者の方々と様々な形でつながりをつくっていきたいというのが我々の目指しているところの定住対策でございますので、ふるさと会で定年してからゆっくりふるさとに帰りたいという方がいらっしゃる場合は、そちらも喜んで引き受けたいと思いますが、町がターゲットとするのは若い世代というふうに、数年前からかじを切ってきておりますので、その辺についてもご理解いただければありがたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

1番。

1番 (畠山勝巳)

確かに若い人が来れば一番いいけど、それは間違いないです。けどもやっぱり、若くなくても、やっぱり年取ったら田舎に帰ってゆっくりしたいと、田舎の昔の友達とか親戚とか、それと一緒に暮らしたいというふうなニーズもあるはずなんですよ。だから、そういうふうなニーズに対してどのように応えていくのかと。それも一つのやっぱり町としてのターゲット、移住定住のターゲットになるんじゃないのかなというまじいことがあるんですよ。だから、せっかく住み続けたい街のトップと、県内トップというふうな肩書もらったんですよ。東北でも第3位だか4位くらいでしたよね。それで、まず、きちきちっとその情報を発信していく。確かに若い人が来れば一番いいんですけども、年配の年行った定年退職した人たちにもそういうふうな情報をつなげていくというふうなことで、一つ的手段としてふるさと会というふうなことがあるんじゃないのかなと思うんですけども、いかがですか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、様々な年代の方がふるさとに帰ってきたいという思いを持っていらっしゃるのであれば、そこはぜひ帰ってきていただきたいと思っております。ただ、町が政策としてターゲットを絞っていくことを前提にしますと、やはり若い世代に帰っていただきたいと、町に帰ってきてもらいたい、町とつながっていただきたいというところが私たちの目指しているところでございます。先ほども申し上げましたので繰り返しになりますが、ターゲットは若い世代ということで進めさせていただきたいと考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

そうすれば、ちょっとまた違う角度から質問しますけども、住み続けたい街トップって、これたしか大東建託ですかね、そういうふうな会社が評価したらしいんですけれども、なぜそういうふうに秋田県でトップになったのか。そういうふうな分析って、その原因は何なのかということ、町で分析していますか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

以前の議会の中で別の議員の方から質問がございまして、町で答弁させていただいておりますが、町でもみらい創造プランを策定するに当たってアンケートを取っております。そのアンケート内容から見ると、町に愛着を感じている方々が多いという結果を認識しておりますので、そういう方々がたくさんいるということが、この住み続けたい街のランキング上位に来ている主な理由ではないかと考えております。様々な理由があるかと思っておりますけれども、やはり一番は町に愛着を感じている方々、外に出ても、やはり町、三種町に何らかの形でつながっていたいと考えてくださる方々が多い結果と認識しております。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

私が問うてるのは、愛着があると言いましたけども、その愛着の原因は何なのかということ詳しく分析する必要があるんじゃないのかと。単に愛着というふうな何か抽象的な言葉じゃなくて、これなんだと、こういうふうなことなんだ、具体的な事例とかそういうふうなものを、やっぱり考えて検討する必要があるんじゃないのかと思うんですけども、いかがですか。

議 長 (加藤彦次郎)

暫時休憩します。

午後 2 時 3 4 分 休 憩

午後 2 時 3 5 分 再 開

議 長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

民間のアンケートでございますので、詳細については全て町のほうには情報いただいております。ですので、詳細な分析は限界があると考えております。みらい創造プランのアンケートと同じような内容ではないかと、町としては分析しているという状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

せっかくそういうふうにならったんだから、徹底的に調べて、どういうふうな、その会社がどのようにして1位にしたのか。ただ愛着があるじゃなくて、具体的なことをやっぱりこうこうやって、三種町の評価はこうこういうふうな評価されたんだと対外的に発表して、三種町はこうだから素晴らしいんだというふうなことを調査しなきゃいけないんじゃないんですか。そうしなければ、宣伝にもアピールにもならないんじゃないんですかね。どうですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

町として、宣伝効果はあると、ある評価をいただいているものと認識しております。いろいろな場面でそのことをアピールもしていければいいと思っておりますし、町のホームページにもそのことは載せさせていただいております。

ただ、町が政策的に住み続けたいまちに向けて将来像掲げて進めてきているというのも一方では事実でございますので、外部ではそういう評価を受けていますが、そもそもまちづくりの目指す将来像に「住み続けたいまちを創造」という形で掲げておりますので、それについて住民の方々からもその評価をいただいているという認識もできるのではないかと考えております。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

まず、いずれにしても、そういうふうな評価、これをまず、去年だけじゃなくておとし、2年だっけ、3年だっけ、連続してそういうふうな評価がなされたというふうなことなから、何らかの形でそれを対外的にアピールして、三種町のよさをどんどんどんどん宣伝していくと。そういうふうな施策も、やっぱり若い人をターゲットとするなら、若い人をターゲットにして、若い人が好むような、好きなようなことを三種町でこうやってるんだよということ、どんどんどんどんアピールして、我々にはそれがまだまだ見えない、見切れない面があるんです。

まずそういうふうなことを要望して、質問は終わります。

以上です。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

1 番、畠山勝巳議員の一般質問を終わります。

2 時 5 0 分まで休憩とします。

午後 2 時 3 8 分 休 憩

午後 2 時 4 8 分 再 開

議 長（ 加藤彦次郎 ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

7 番、児玉儀広議員の発言を許します。7 番、児玉議員。

7 番（ 児玉儀広 ）

私からは、空き家の現状と対策についてお伺いいたします。

今年の冬の降雪量は例年より多く、特に 2 月は観測史上最多を記録し、住民は朝暗いうちから除排雪に追われた日々が続きました。

除排雪の範囲外である老朽化した空き家が積雪の影響で倒壊するケースが相次いで起こりました。雪の重みに耐え切れず、屋根が抜け落ちた例は少なくありません。今年の冬のように、気候変動の影響が大きくあって、短時間に大量に降る集中豪雪により、人的交通被害も増加しています。

当町では、空き家ではないが、2 月 2 2 日、木造平家建ての倉庫兼車庫 1 棟が雪の重みで半壊したが、幸いにもけが人にはいなかったことが報道されました。

空き家等で先輩議員が令和 6 年 9 月議会で質問していますが、重複する点もあると思いますが、ご了承ください。

そのときの当局の答弁では、令和 6 年 3 月に空家等対策計画を策定し、あわせて空家等の適正管理に関する条例の改正を行い、運用を開始し、件数として令和 4 年度末までで 4 8 8 件、そのうち特定空家、管理不全空家に認定される空き家はないが、令和 5 年度末までに危険度が 3 以上と判断され、管理不全空家と同等と判断された空き家は 4 1 件で、所有者、管理者が不明な空き家は 3 件であると答弁していますが、令和 6 年度末では空き家は増えたのでしょうか。管理不全空家と同等と判断される件数と、所有者、管理者不明の件数も増えたのでしょうか。良好な空き家は年々減少し、悪化指向が続いているのが現状だと思います。

国では、空家対策特別措置法により、管理不全空家や特定空家に指定された場合、固定資産税が今年より上がり、行政から勧告や命令を受けているのに改善しなかった場合には、所有者への罰則が設けられました。

令和 5 年度末の管理不全空家等と判断された 4 1 件と、所有者、管理者不明の空き家 3 件の固定資産税は納められているのでしょうか。

もし滞納しているとしたら、その件数と金額はどのくらいでしょうか。

また、不納欠損は発生しているのでしょうか。

町を見て回ると、空き家がきれいに解体されて、建物の跡地が更地になったり駐車場になったりしています。町では、空家解体補助金として、個人の場合、上限60万円、補助率5割、空き家を管理すべき方から委託を受けた自治会には上限100万円、全額補助がありますが、令和6年度末までの実績件数をお願いします。

全ての空き家が対象となるわけではないと聞きましたが、どのように調査、査定して該当となるのでしょうか。

空き家バンクの登録数を増やすために、今年度より登録者成約報奨金制度の運用が開始されましたが、6年度末までの空き家バンクの登録者数と成約数は何件あったのでしょうか。

町は、空き家の実態調査として今年度予算に1,023万円を計上されましたが、どのような調査をするのでしょうか。

また、空き家の実態調査のデータ結果を今後の空き家対策や空き家バンク登録などにどのようにつなげて活用していくのでしょうか。

他県の事例ではありますが、空き家の実態調査を実施後に所有者にアンケート調査を行い、それを基に、不動産や建築などの専門家で構成する空き家流通促進プラットフォーム事業というもので、空き家バンク登録の際、職員が所有者に空き家の売却や賃貸などの意向を聞き取り、案件に応じて適切な専門家である司法書士、土地建物取引士、金融機関、NPO法人による見守りなどにつなぐ制度が設立され、効果が現れているそうです。一案として考慮してみてもどうでしょうか。

空き家は減ることはなく、増加の一途をたどる状況であります。町としても、県内外の先進事例も参考に、最重要課題という覚悟を持って進めてほしいと願います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

7番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、7番、児玉儀広議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和6年度末までの空き家の件数についてでございますが、最新の調査結果が令和4年度末で488件となっており、その後、令和5年、6年で調査及び除却した件数を加除すると520件と把握しております。このうち、管理不全空家と同等と判断される危険度3以上の空き家は46件、所有者または管理者が不明な空き家は4件となっております。

次に、管理不全空家と同等と判断される空き家の固定資産税についてですが、個別の納税状況についてはお答えできませんが、所有者または管理者が不明な物件に関しては送付先が確定しておりませんので、納税通知書も発送しておりません。

次に、空家等解体補助金の該当条件についてですが、建築士による現地調査で危険度判定が4段階中2以上と判定された場合、補助の対象となります。

令和6年度末までの補助金交付件数ですが、個人121件、自治会8件となっております。

次に、空き家バンクの登録者数ですが、登録件数10件、うち成約件数7件となっております。

次に、空き家等実態調査業務についてですが、森山議員にもお答えしておりますので詳細な説明は省略させていただきますが、調査員が全町を現地調査し、空き家の外観目視による危険度判定、現況写真撮影等を行います。この調査結果はデータベース化を行い、住宅地図システムで管理し、その後の空き家管理状態を把握し、行政指導等に活用してまいります。

次に、空き家流通促進プラットフォーム事業についてですが、民間法人による空家等管理活用支援法人制度があり、市町村の空き家対策の補完的な役割を果たす民間法人が、空き家所有者と不動産業者や建築業者、司法書士などをマッチングする事例がございます。

こういった取組を参考にしながら、議員ご提案のように、専門的な知見のある民間事業者や各種団体等と連携が可能である場合は、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

7番の再質問を許します。7番。

7番（児玉儀広）

答弁ありがとうございます。

今現在の空き家の数が520件と聞きましたが、このうち良好な物件は何件あるのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

危険な空き家等の実態調査を行っておりまして、520件の全てを調査しているわけではございませんが、町長答弁でもありました259件これまで調査してございます。そのうち危険度が2以上は危険というふうに判断しておりますので、危険度1であれば、まずは良好ではないかというふうに判断しております。その危険度1の空き家件数は、現在で42件ございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

7番。

7番（児玉儀広）

今聞いた良好な41件の物件について、空き家バンクの登録が可能である建物は、そのうちまた何件あるのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

この42件につきまして、全て企画政策課と連携を図って空き家バンク等に登録するという措置は今のところ取ってございませんので、その件数については把握してございません。

議長（加藤彦次郎）

7番。

7番（児玉儀広）

はい、分かりました。

それから、危険度3以上、46件、管理者、所有者不明が4件となっており、前回の調査から、何件だ、5件と1件増えておりますが、この増えた経緯について教えてください。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

危険な空き家の実態調査で危険度3以上と判定される空き家につきましては、令和6年度までは全て住民からの通報とか苦情によって、こちらのほうで調査して把握してございます。

その苦情とか通報によって増えたものでございまして、実際、本来はもっと件数はあるというふうに認識はしてございますが、今のところ調査した結果がこの数値ということでご理解いただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

7番。

7番（児玉儀広）

そうすれば、このたび実態調査をしているデータベースが出そろった場合、この数字はまだ変動があるという認識でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

令和6年度の固定資産税の課税台帳によりますと、町内にある家屋が7,766戸となっております。今回、実態調査で調査する際に、町では令和5年度の秋田県の住宅空き家率を算定いたしまして、それにその7,766戸を乗じて、約1,200戸の空き家があるのではないかとというふうに想定しておりますので、実際はそれくらいあるのではないかとというふうに想定は

してございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

はい、分かりました。

それで、空き家に関する相談や苦情の連絡がまずあると思いますが、年間何件ぐらいの問合せがあるのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

昨年度であります、15 件の空き家の苦情による情報提供がございまして、その全てにおきまして調査を行って、所有者に対して情報提供・助言書を通知してございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

その助言書、通達した後に、きっちりした管理はなされたのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

情報提供・助言書と同時に、空家解体補助金の利用するよう通知もしておりますので、その通知によって解体まで行くケースもございしますが、急にやはり所有者に負担が、経費の負担がかかりますので、なかなか急にといいわけにはいきませんが、対応してくださる所有者もおれば、対応して下さらない所有者もいるということですのでよろしくお願いいたします。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

分かりました。

これまで大体空き家になって増えてきてるんですけども、どのような理由で空き家になるケースが多いのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

やはり高齢化によってお年寄りがいなくなって空き家になるケース、または若い人がいない、いなくなって、県外とかに転出するケース、様々あるかと思いますが、主にやっぱり要因といたしましては高齢化が原因ではない

かというふうに思っております。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

分かりました。

さきの良、何だ、今年から空き家バンクの成約報奨金制度の開始もあることですし、良好な物件であれば空き家バンクへの登録を促したり、とにかく空き家をつくらぬよう努めてはどうでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

優良な物件につきましては、できるだけ空き家バンクのほうへ登録相談していただけるように、企画政策課も協力してまいりたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

ぜひ、町民生活課、企画課、力合わせて頑張ってもらいたいと思います。とにかく住民が日々安心して暮らしていけるよう、よろしく願いいたします。

次に、個人情報に触れない範囲で、滞納件数と金額を教えてください。

議 長 (加藤彦次郎)

税務課長。

税務課長 (三浦幸綱)

お答えします。

この件についての固定資産税については、個人情報ということもありましてちょっと控えさせていただきますけども、状況説明しますと、まず滞納の件数ということでは、まず納付書が行かれていないということで、税金を払える状況ではないということで、形としては滞納となりますけども、全て不納欠損で落としている状況であります。この固定の空き家の物件以外にも、固定資産税の相続関係、恐らくその関係で届かないというのも状況としてはありますので、それをご説明します。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

そうすれば、相続放棄という形で、相続されていないのでこういう形になってると捉えてよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。
町長申しあげました4件につきましては、全て相続放棄で所有者不明というふうになってございます。

また、それ以外にも、やはり税の情報において相続放棄になっている家屋というものは潜在的にございますので、その4件というのはあくまでも我々が空き家、危険な空き家ということで調査したものについての4件でございます。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

はい、分かりました。

次に、解体補助金のことについてなんですが、前年と比べての増減は少なくなってるということなんですが、この解体補助金自体、何回使えるのでしょうか。何か回数上限とかってあるんでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

個人の方の回数の制限というのはございません。あくまでも、同一敷地内において家屋とその建物を含めたものが1件というふうにカウントしてございますので、所有者が同一でも敷地が別であれば、何回でもご利用いただけるというふうになっております。

議長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

分かりました。

そうすれば、1年に何回とかということではなく、解体したいその、何だっけか、危険度に達した建物、例えば3棟所有してるとしたら3棟分出るということなんですよね。

議長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

はい、分かりました。

次、空き家バンクについてなんですが、空き家バンク関係の問合せや相談

は何件ぐらいあるのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 　お答えします。

正確な数を今手元には持っておりませんが、感覚としては年間10件以上は相談が来ていると認識しております。

そのうち登録になるものと登録ならないものもございまして、現状では残念ながら登録に至らないケースも結構あるという状況でございまして。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

どういった内容の相談があるのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 　お答えします。

空き家になってから随分年月経過しているものが、残念ながら登録にならないケースとしては多いような感じしております。空き家になってすぐの物件で、中があまり傷んでないとか、あと、場所にもよりますけれども、状態がよくて場所的にもいい場所であれば、登録になってホームページに載れば、すぐ問合せが来て成約に至るといったケースがこれまでの状態でございます。

ですので、できれば、できるだけ早く、空き家になってすぐ問合せいただければというところをお願いしているところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

分かりました。

そうすれば、今の答弁でいくと、全ての空き家が登録になるわけではなく、登録条件などというものがやっぱりあるんですか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 　お答えします。

町のほうへ登録したいというご相談に見えられた方は、町の空き家バンクに協力してくれている宅建協会所属の不動産屋さんのほうに紹介させていただきます。この物件を取り扱っていただけませんかということで、現在登録していただいている事業者数は15くらいあるんですけれども、その中で、自分たちのところで取り扱いますという挙手のあったところは登録していた

だく流れになります。この15の業者さんがどこも手挙がらなかったところは、残念ながらお断りさせていただいております。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

これ手が挙がらないということは、やはり建物、見て、建物がちょっとあまりにも古いとか、そういう感じに判断されての登録不可ということになるんですか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

老朽化によるものもかなりあると思います。あとは、残念ながら場所的に買手だとか借手がつきにくい場所についても、お断りされるケースが多いように感じております。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

はい、分かりました。

町のホームページで大変見やすく周知しているところではございますが、ホームページを見れない町民の方々にはどのようにして周知するのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

固定資産税の納税通知書を送らせていただくときに、空き家バンクの登録についてもチラシを入れさせていただいております。それを見た方からのお問合せもいただいておりますし、県外に住んでいらっしゃる方にも納税通知書は送られておりますので、県外からお問合せいただくケースもございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

この空き家バンクに関しては、登録件数が多いほど選択肢が広がり、売りたい、買いたいといった幅広いニーズに応えられると思いますので、移住定住にもつなげられるよう、これからもよろしく申し上げます。

実態調査のことにしましては、お願いだけ1つ。これまでの行政の空き家の対象は、より危険性の高い空き家に重点を置いてきていますが、この調査により町内全体の空き家の状況がより詳しく把握できるようになると思い

ます。危険性の高い空き家も常に注視しながら、早い段階で、危険な空き家になる前に空き家バンクへの登録や利活用にもつなげることで、空き家を負の遺産とせず地域の財産として生かせる方法もあると思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。終わります。

議 長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午後3時19分 休 憩

午後3時21分 再 開

議 長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

確認が済みましたので、これで7番、児玉儀広議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時21分 散 会